

**横瀬町第6期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

埼玉県横瀬町

は じ め に

我が国においては、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」の施行をはじめ、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「医療的ケア児支援法」等、障がい者福祉に関する様々な法律の改正や施行が行われ、共生社会の実現に向けた施策が図られてきました。

一方、当町におきましては、令和3年3月に「第5期横瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する、インクルーシブな社会を推進してまいりました。

そして、この度、新たな計画としまして、「横瀬町第6期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。本計画は「すべての町民がふれあい ともに生きる 心豊かな地域づくり」を基本理念とし、町の将来目標である、多様な幸せのある町「カラフルタウン」を実現するために必要となる施策や目標を定めたものです。

今後は、この計画に基づき、障がいのある人に対する理解促進、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実、雇用・就労の促進、安心して住み続けられる生活環境や保健・医療体制の整備等の施策について、一層の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、横瀬町保健福祉審議会委員の皆様をはじめ、秩父地域自立支援協議会委員、アンケート調査や福祉懇談会にご協力をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

横瀬町長 富田能成



目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の概要.....	1
第1項 計画策定の趣旨.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	3
第3項 計画の期間.....	4
第4項 計画の対象者.....	4
第5項 計画の策定体制.....	5
第2章 横瀬町の障がい者を取り巻く環境.....	6
第1項 横瀬町の障がい者の状況.....	6
1 人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移.....	6
2 障がいのある人の推移.....	7
3 障害福祉サービス等提供事業所の状況.....	14
第2項 アンケート調査結果.....	16
1 調査概要.....	16
2 調査結果.....	17
第3項 横瀬町障がい福祉懇談会報告.....	24
第2編 横瀬町第6期障がい者計画.....	26
第1章 計画の基本理念と体系.....	26
第1項 基本理念.....	26
第2項 施策体系.....	28
第2章 施策の展開.....	30
第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	30
1 障がいの理解の促進.....	30
2 権利擁護の推進、虐待の防止.....	31
3 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	33
第2項 安全・安心な生活環境の整備.....	35
1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	35
2 住みよい住宅環境への支援.....	36
3 移動・交通環境の整備.....	37
第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	38
1 意思疎通支援の推進.....	38
2 行政情報のアクセシビリティの向上.....	39
第4項 防災、防犯等の推進.....	40
1 防災対策の推進.....	40
2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進.....	41
第5項 保健・医療の推進.....	42
1 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見.....	42
2 保健・医療の推進.....	43
3 精神保健の推進.....	45
第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	47
1 相談支援体制の充実.....	47

2	地域移行支援、在宅サービス等の充実	48
3	障がい児に対する支援の推進	49
4	障害福祉サービスの質の向上と人材育成等の推進	50
第7項	教育の振興	51
1	早期療育・切れ目のない支援の推進	51
2	学校教育の推進	53
第8項	雇用・就業、経済的自立の支援	55
1	総合的な就労支援の推進	55
2	障がい者雇用の促進	56
3	経済的自立の支援	57
第9項	文化芸術活動・スポーツ等の振興	58
1	文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等の推進	58
第3編	第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期横瀬町障がい児福祉計画	59
第1章	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	59
第1項	基本方針	59
第2項	障害福祉サービスの体系	62
第3項	障害福祉サービスに関する数値目標	63
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	64
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
3	地域生活支援の充実	65
4	福祉施設から一般就労への移行等	66
5	障がい児支援の提供体制の整備等	68
6	相談支援体制の充実・強化等	69
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	70
第4項	障害福祉サービスの利用実績と量の見込み	71
1	訪問系サービス	71
2	日中活動系サービス	73
3	居住系サービス	76
4	相談支援	77
5	障害児通所支援等	78
6	障害児相談支援	80
7	その他活動指標	82
第5項	地域生活支援事業	86
1	地域生活支援事業（必須事業）	86
2	地域生活支援事業（任意事業）	91
第2章	計画の推進	92
第1項	関係機関、地域との連携	92
第2項	PDCA サイクルによる計画の点検及び評価	93
1	計画の進行管理	93
2	評価にあたっての基本的な考え方及び留意点	93
資料編		
第1項	計画の策定経過	94

第2項	諮問書・答申書.....	95
第3項	横瀬町保健福祉審議会条例.....	97
第4項	横瀬町保健福祉審議会名簿.....	99
第5項	用語解説.....	100

第1編 総論

第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付け、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害福祉施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を新たに取り入れています。

この障害者基本法に基づき、国では、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる集いに参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを基本理念として、計画の目標に定めています。また、この中で障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」（平成28年）や「改正障害者雇用促進法」（平成28年）、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」（平成24年）等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正（平成30年）や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正（平成30年）は、地域共生社会の実現に向けた取組を大きく進展しています。

横瀬町においては、国の法制度に合わせ、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする「第5期横瀬町障がい者計画」、「第6期横瀬町障がい福祉計画」、「第2期横瀬町障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してきました。

これらの計画期間が令和6年3月に終了することから、新たな計画について、これまでの計画の進捗状況やアンケート調査結果を検証し、国や県の動向を踏まえ策定しました。

「障がい」の表記について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」等の「害」の字の表記について可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人あるいは障がい者（身体・知的・精神の3障がいを総称するときに使う）とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○身体障害者→身体障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

○知的障害者→知的障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

障がい者制度改革推進の動向

平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 (精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援等) ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布 ●「横瀬町第1期障がい福祉計画」(3月)
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法の改正(障害児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる) ○重点施策実施5か年計画(後期)の策定 (平成24(2012)年度までの障害福祉施策の基本的方向として重点的に取り組む事項) ○障害者権利条約への署名 (国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための国際条約)
平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の改正(障害児に対する福祉施策が、児童福祉法に位置づけられる)
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「横瀬町第1期障がい者計画」「第2期障がい福祉計画」(3月)
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ○整備法の成立 (利用者負担を応能負担へ、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用時の助成、重度視覚障害者の移動支援個別給付化等)
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止法の成立 (福祉施設従事者等、養護者、職場の雇用主や経営担当者など使用者等による虐待禁止) ○改正障害者基本法の成立 (地域社会での生活の選択、障害のない子と共に教育を受ける権利)
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の制定 (障害者定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等) ○障害者虐待防止法の施行(障害者虐待の防止、障害者(児)の権利擁護) ●「横瀬町第2期障がい者計画」「第3期障がい福祉計画」(3月)
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の制定(障害を理由とする差別の解消)
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正精神保健福祉法の施行(病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化) ○障害者権利条約の批准
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「横瀬町第3期障がい者計画」「第4期障がい福祉計画」(3月)
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の施行(障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進) ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立(平成30年4月施行) ○発達障害者支援法改正(ライフステージを通じた切れ目のない身近で受けられる支援)
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「横瀬町第4期障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」(3月)
令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ○読書バリアフリー法 ○欠格条項削除一括法
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「横瀬町第5期障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」(3月) ○医療的ケア児支援法
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

第2項 計画の位置づけ

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の基本的な考え方を基本とし、「埼玉県障害者支援計画」や「横瀬町総合振興計画」「横瀬町地域福祉計画」などとの整合性を図ります。

① 横瀬町障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。

障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者のくらしを支えるための理念計画であり、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画です。

② 横瀬町障がい福祉計画・横瀬町障がい児福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める市町村計画で、「障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

障がいのある人が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

計画の性格と法的位置づけ

	障がい者計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本方針に即して作成するとともに、都道府県障害福祉計画と整合性を図りながら策定
計画期間	規定なし	3年間
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

第3項 計画の期間

本計画の「第6期横瀬町障がい者計画・第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期横瀬町障がい児福祉計画」の計画期間は以下に示すとおりです。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国	第4次障害者基本計画					第5次障害者基本計画				
県	第5期埼玉県障害者支援計画			第6期埼玉県障害者支援計画		第7期埼玉県障害者支援計画				
横瀬町	「横瀬町第4期障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」			「横瀬町第5期障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」		「横瀬町第6期障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」				

第4項 計画の対象者

本計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条第1項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障がい児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」とします。

更に、「精神障がい」には高次脳機能障がいと診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含むとともに、「障がい者」及び「障がい児」には、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である方（難病患者）も含まれます。

第5項 計画の策定体制

■横瀬町保健福祉審議会の開催

障がい者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者や学識経験者で構成される「横瀬町保健福祉審議会」において、計画内容の協議を行いました。

■アンケート調査の実施

障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない町民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の町民を対象にした調査も併せて実施しました。

■パブリックコメントの実施

令和6年1月10日から2月8日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する町民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図りました。

第2章 横瀬町の障がい者を取り巻く環境

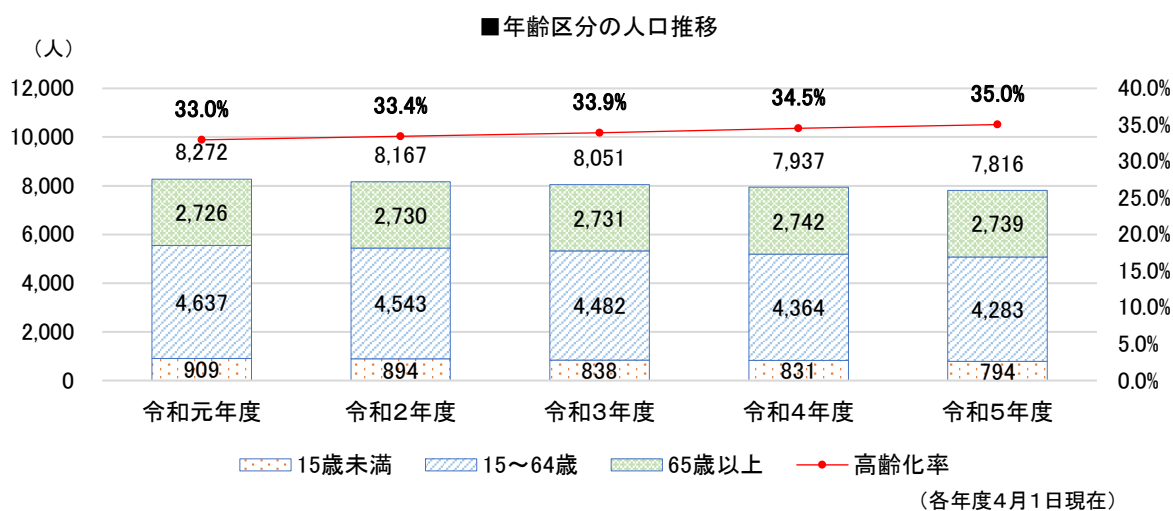
第1項 横瀬町の障がい者の状況

1 人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移

本町の人口は、令和5年度で7,816人と、令和元年度の8,272人と比較して456人減少となっています。

年齢区分別でみると、令和5年度における人口は、15歳未満が794人、15～64歳が4,283人、65歳以上が2,739人となっています。

各年の高齢化率は、令和元年度の33.0%から年々上昇し、令和5年度には35.0%となっています。



本町の障害者手帳所持者の総数は、令和5年度で396人と、近年においては総数は横ばい傾向となっており、内訳としては、身体障害者手帳が254人、療育手帳が76人、精神障害者保健福祉手帳が66人となっています。

総人口に対する割合でみると、令和5年度では、身体障害者手帳が3.2%、療育手帳が1.0%、精神障害者保健福祉手帳が0.8%となっています。

■ 総人口に占める障害者手帳所持者の推移

(単位:人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	8,272	8,167	8,051	7,937	7,816
手帳所持者数総数(延べ)	399	403	406	384	396
身体障害者手帳	270	272	266	243	254
総人口に対する割合	3.3%	3.3%	3.3%	3.1%	3.2%
療育手帳	71	71	78	78	76
総人口に対する割合	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
精神障害者保健福祉手帳	58	60	62	63	66
総人口に対する割合	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%

(各年度4月1日現在)

2 障がいのある人の推移

(1) 総数

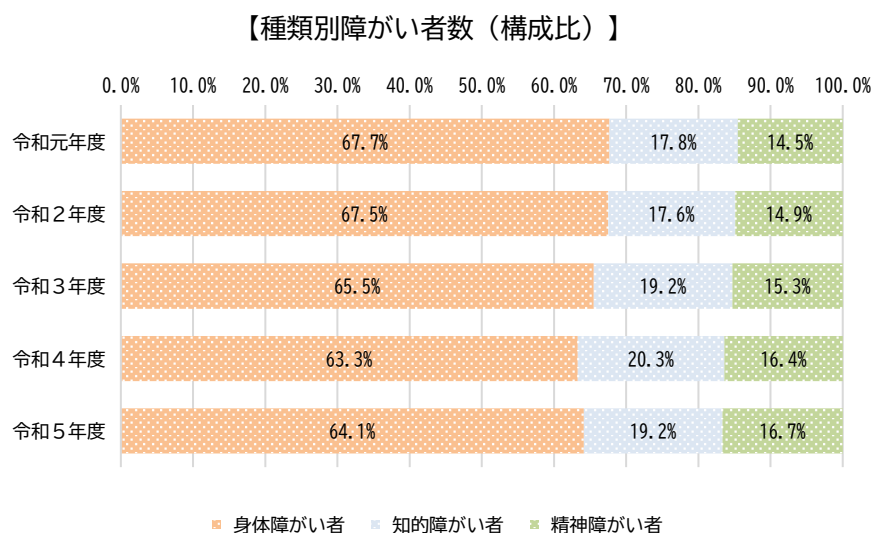
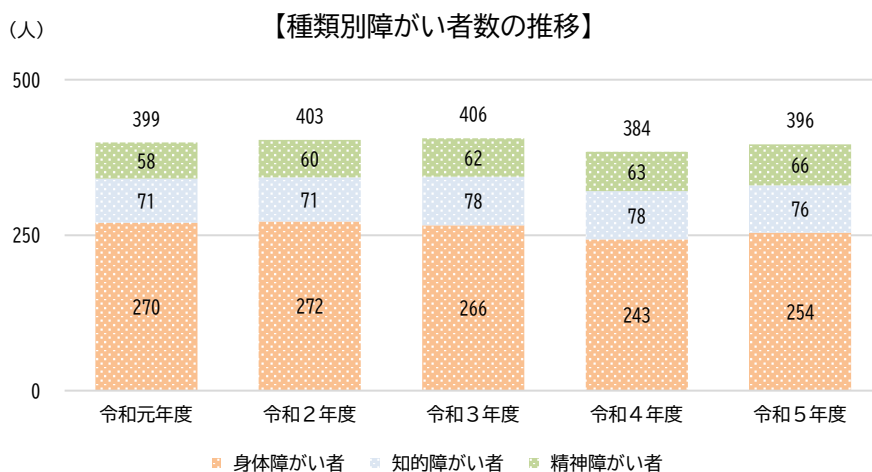
本町の障がい者の数の推移を手帳所持者数で見ると、令和5年度で375人と、令和元年度の385人と比較して10人の減少となっています。また、障がい児の数の推移を手帳所持者数で見ると、令和5年度で21人と、令和元年度の14人と比較して7人の増加となっています。障がい種類別にみると、身体障がい者の数が最も多くなっていますが減少傾向となっています。知的障がい者、精神障がい者の数は増加傾向となっています。

■障がい者数(種類別)の推移

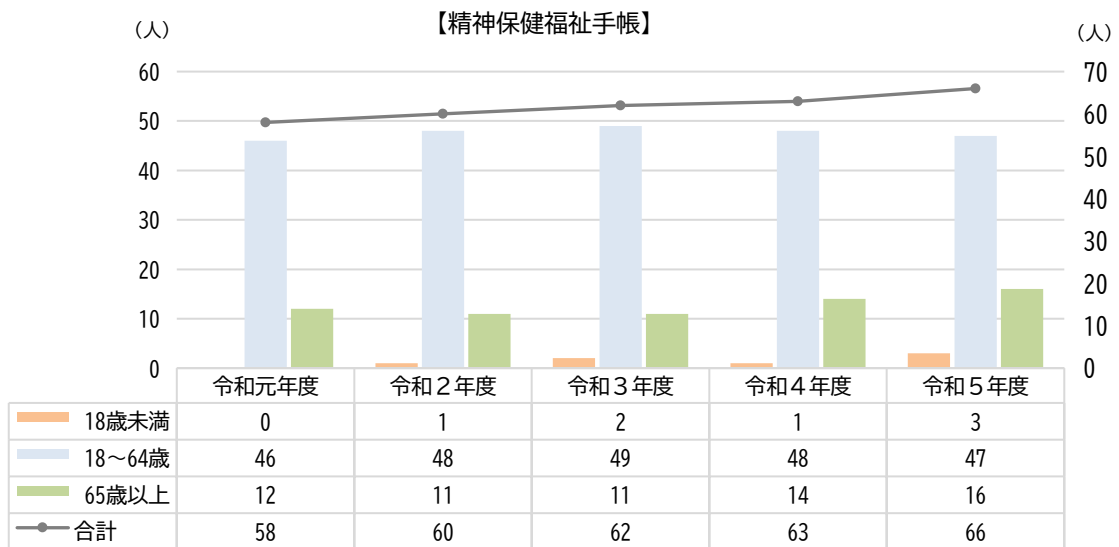
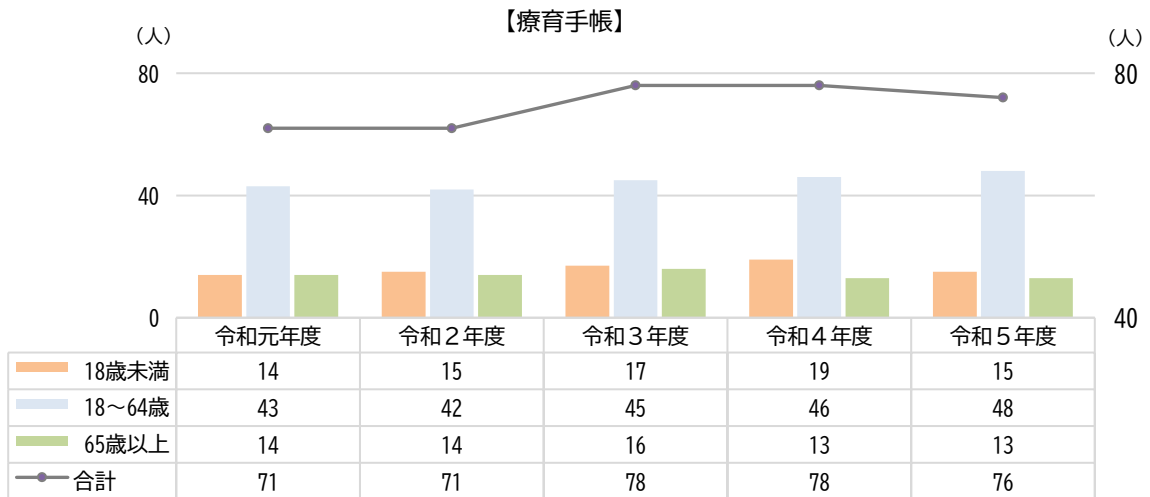
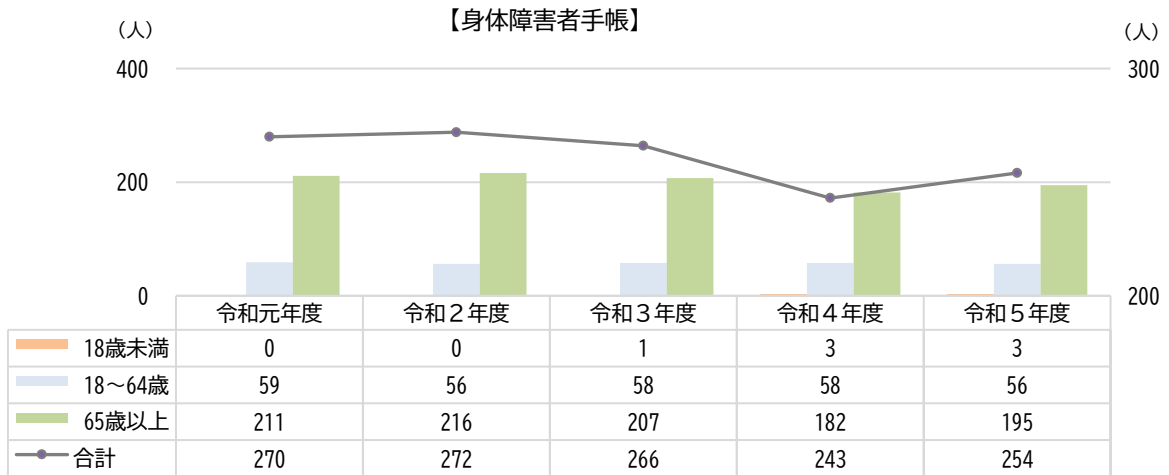
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
身体障がい者	270	0	272	0	265	1	240	3	251	3
知的障がい者	57	14	56	15	61	17	59	19	61	15
精神障がい者	58	0	59	1	60	2	62	1	63	3
合計	385	14	387	16	386	20	361	23	375	21

(各年度4月1日現在)



■年齢区分別障害者手帳所持者数



(2) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年度では254人と、令和元年度の270人と比較して16人の減少となっています。令和5年度における等級別の構成比は「1級」が34.6%で最も多く、次いで「4級」が27.2%となっています。また、主たる障がい部位別の構成比をみると「肢体不自由」が54.3%と最も多く、次いで「内部障がい」が29.5%となっています。

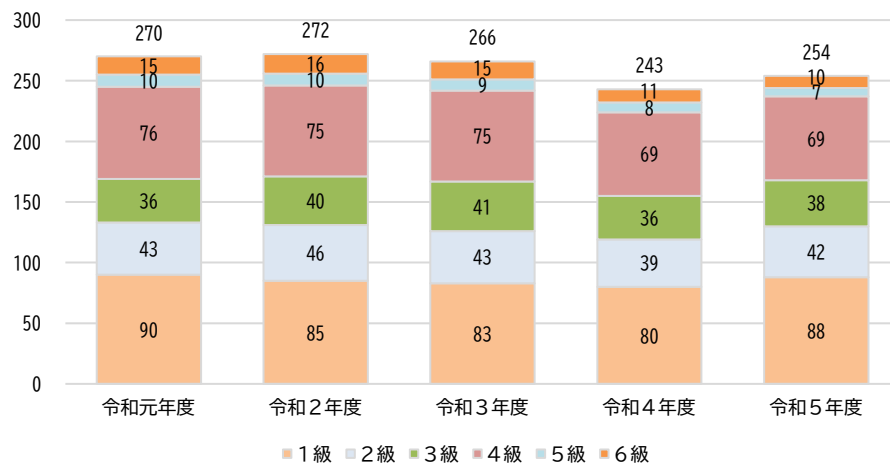
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

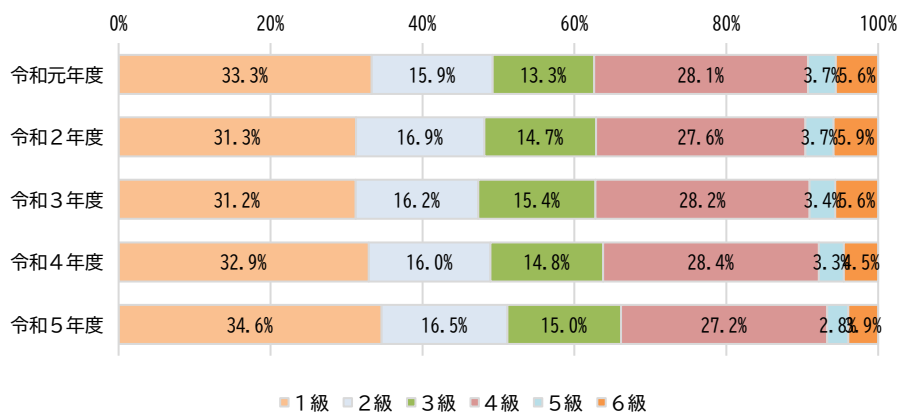
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	90	0	85	0	83	0	78	2	86	2
2級	43	0	46	0	43	0	39	0	42	0
3級	36	0	40	0	40	1	35	1	37	1
4級	76	0	75	0	75	0	69	0	69	0
5級	10	0	10	0	9	0	8	0	7	0
6級	15	0	16	0	15	0	11	0	10	0
合計	270	0	272	0	265	1	240	3	251	3

(各年度4月1日現在)

【手帳所持者数の等級別の割合】



【手帳所持者数の等級別構成比】



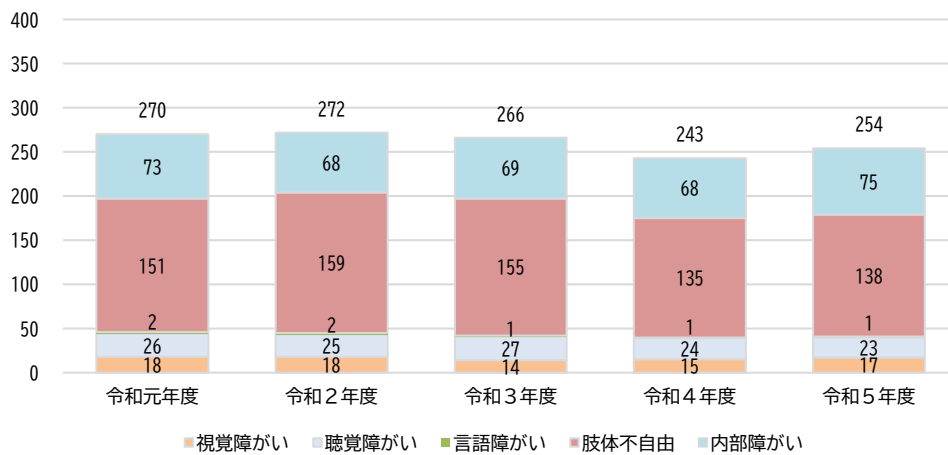
■主たる障がい部位別の推移

(単位：人)

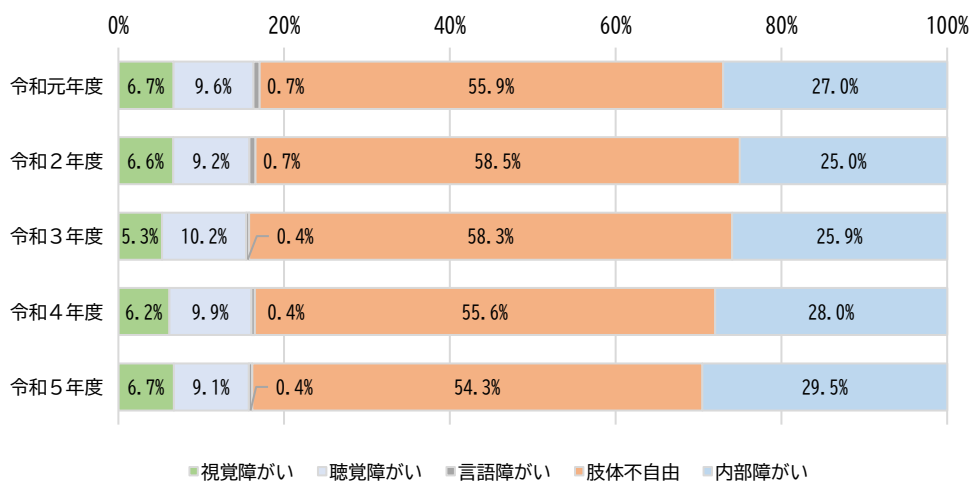
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
視覚障がい	18	0	18	0	14	0	15	0	17	0
聴覚障がい	26	0	25	0	27	0	24	0	23	0
言語障がい	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0
肢体不自由	151	0	159	0	155	0	134	1	137	1
内部障がい	73	0	68	0	68	1	66	2	73	2
合計	270	0	272	0	265	1	240	3	251	3

(各年度4月1日現在)

【手帳所持者数の障がい部位別の割合】



【手帳所持者数の障がい部位別の構成比】



(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では76人と、令和元年度の71人と比較して5人の増加となっています。令和5年度における等級別構成比でみると「C軽度」が36.8%と最も多く、次いで「B中度」30.3%となっています。

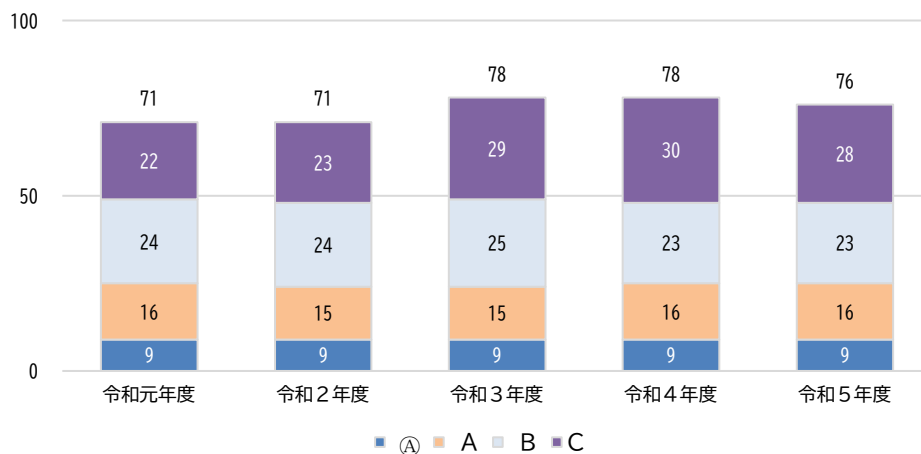
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
④最重度	8	1	7	2	8	1	8	1	8	1
A重度	14	2	14	1	14	1	14	2	13	3
B中度	21	3	21	3	22	3	21	2	23	0
C軽度	14	8	14	9	17	12	16	14	17	11
合計	57	14	56	15	61	17	59	19	61	15

(各年度4月1日現在)

【療育手帳所持者数の等級別の割合】



【手帳所持者数の等級別構成比】



(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では66人と、令和元年度の58人と比較して8人の増加となっています。令和5年度における等級別構成比でみると「2級」が62.1%と最も多くなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和5年度では119人と、令和元年度の96人と比較して23人の増加となっています。

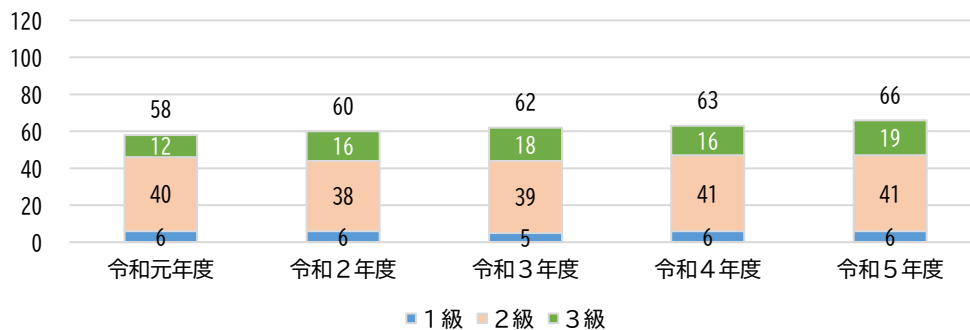
■手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

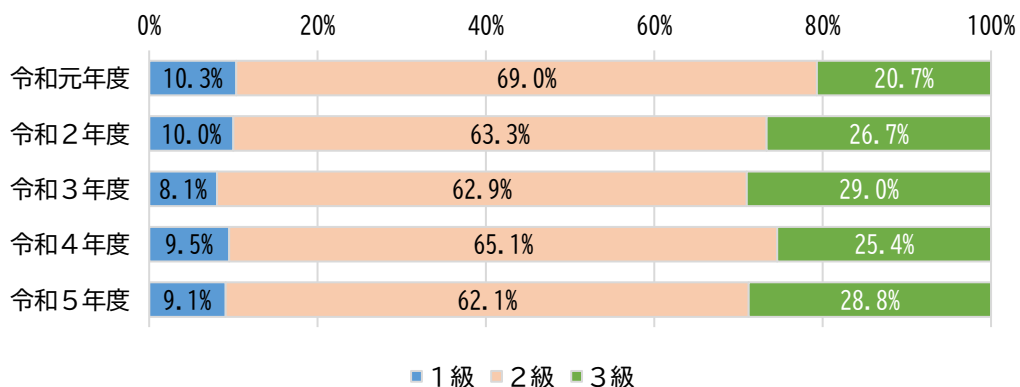
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	6	0	6	0	5	0	6	0	6	0
2級	40	0	38	0	39	0	41	0	40	1
3級	12	0	15	1	16	2	15	1	17	2
合計	58	0	59	1	60	2	62	1	63	3

(各年度4月1日現在)

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）（構成比）】



■自立支援医療（精神通院医療）受給者

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療	96	100	118	120	119

(各年度4月1日現在)

(5) 障がいのある児童・生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和5年度では児童数18人、生徒数7人となっています。令和元年度の児童数18人、生徒数6人と比較して児童数は増減なし、生徒数は1人の増加となっています。

特別支援学級に在籍する者の障がい別の状況は、令和5年度では「知的障がい」が23人と多くなっています。

■特別支援学級在籍者数

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	4	4	5	4	4
	児童数	18	17	19	16	18
中学生	学級数	2	2	1	1	2
	生徒数	6	6	4	5	7

(各年度4月1日現在)

■特別支援学級在籍者の障がい別

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚障がい	0	0	0	0	0
言語障がい	1	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0
知的障がい	17	18	21	20	23
自閉症・情緒障がい	6	4	1	1	2
合計	24	22	22	21	25

(各年度4月1日現在)

■通級指導教室の在学者状況

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	2	2	4	2	1
中学校	0	0	0	0	0

(各年度4月1日現在)

■未就学児における障がい児数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	2	3	1	0	0
認定こども園	1	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0

(各年度4月1日現在)

3 障害福祉サービス等提供事業所の状況

秩父郡市1市4町における障害福祉サービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では92事業所と、令和2年度の91事業所と比較して1事業所増加しています。

秩父郡市1市4町における障害児支援に関するサービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では16事業所と、令和2年度の14事業所と比較して2事業所増加しています。

本町における地域生活支援事業については、増減はありません。

① 障害福祉サービス等の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	居宅介護・重度訪問介護	15	17	2
2	同行援護	6	8	2
3	行動援護	1	1	0
4	重度障害者等包括支援	0	0	0
5	生活介護	12	11	-1
6	療養介護	0	0	0
7	短期入所	6	6	0
8	自立訓練(機能)	3	2	-1
9	自立訓練(生活)	9	6	-3
10	就労移行支援	2	2	0
11	就労継続支援A型	0	1	1
12	就労継続支援B型	12	15	3
13	就労定着支援	0	0	0
14	自立生活援助	1	1	0
15	共同生活援助	8	8	0
16	施設入所支援	3	3	0
17	地域移行支援	3	3	0
18	地域定着支援	3	2	-1
19	計画相談支援	7	6	-1
合計		91	92	1

(各年度4月1日現在)

② 障害児支援に関するサービス等の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	児童発達支援	3	3	0
2	放課後等デイサービス	6	8	2
3	保育所等訪問支援	0	0	0
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
6	障害児相談支援	5	5	0
合計		14	16	2

(各年度4月1日現在)

③ 地域生活支援事業の提供事業所数

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	相談支援	3	3	0
2	地域活動支援センター	1	1	0
3	訪問入浴	0	0	0
4	日中一時支援	2	2	0
5	移動支援	3	3	0
合計		9	9	0

(各年度4月1日現在)

第2項 アンケート調査結果

1 調査概要

(1) 調査目的

本計画を策定するに当たり、町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方及び自立支援医療（精神通院医療）を受給している方、障がい児支援に関するサービス利用者に対して、アンケート調査を実施しました。福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とします。

(2) 調査時期

令和5年8月17日～令和5年8月31日

(3) 調査対象

- ・【障がい者】横瀬町在住の障害者手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）・指定難病医療受給者証等をお持ちの方
- ・【障がい児】横瀬町在住の障害者手帳及び障がい児支援に関するサービスを利用している方
- ・【一般】住民基本台帳から20歳以上の方500名を対象に無作為抽出
- ・【事業所】サービス提供事業所

(4) 調査方法

郵送による配付・回収

(5) 回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
障がい者(18歳以上)	492件	220件	44.7%
障がい者(18歳未満)	24件	6件	25.0%
一般	500件	184件	36.8%
事業所	36件	30件	83.3%

(6) 集計上の留意点

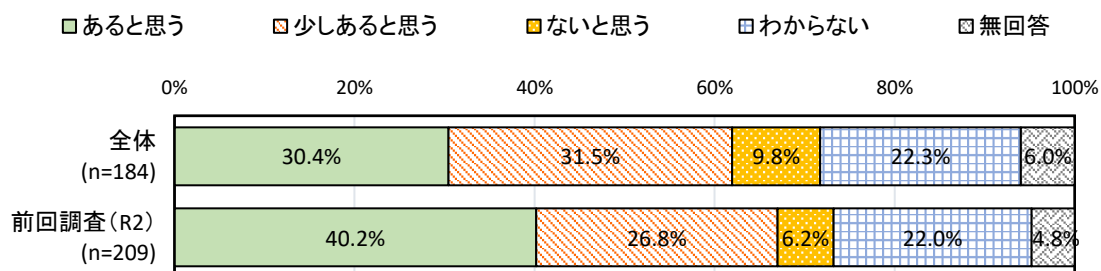
- ①グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ②集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ③複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
- ④回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いています。

2 調査結果

障がい者を対象とした調査結果（抜粋）

Q 社会には、障がいのある方に対する差別や偏見があると思いますか。(1つに○)

社会に障がいのある方に対する差別や偏見があると思うかについては、「少しあると思う」31.5%が最も高く、次いで「あると思う」30.4%、「わからない」22.3%となっています。



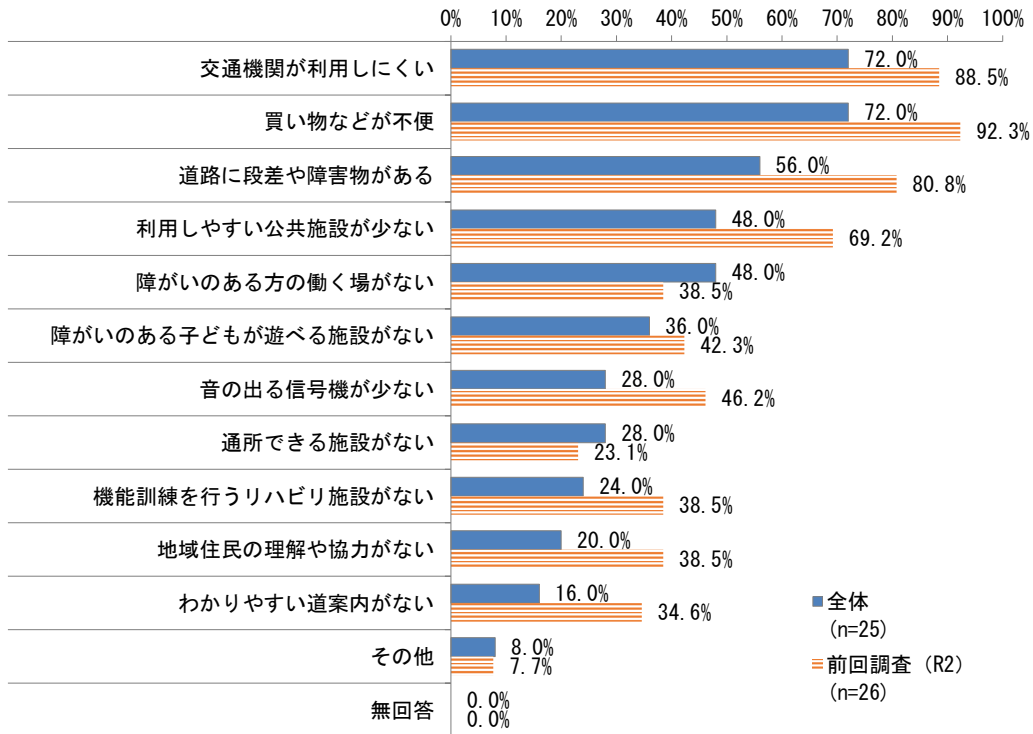
年齢別	サンプル数	構成比 (%)				
		あると思う	少しあると思う	ないと思う	わからない	無回答
全体	184	30.4%	31.5%	9.8%	22.3%	6.0%
前回調査 (R2)	209	40.2%	26.8%	6.2%	22.0%	4.8%
18～29歳	13	46.2%	15.4%	15.4%	15.4%	7.7%
30～39歳	22	54.5%	27.3%	4.5%	9.1%	4.5%
40～49歳	24	37.5%	50.0%	4.2%	8.3%	0.0%
50～59歳	26	34.6%	42.3%	0.0%	23.1%	0.0%
60～69歳	34	32.4%	32.4%	5.9%	26.5%	2.9%
70歳以上	58	10.3%	24.1%	20.7%	31.0%	13.8%
無回答	7	42.9%	28.6%	0.0%	28.6%	0.0%

注：小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある
 上段：回答者数
 下段：構成比
 ■ 上位1項目

【「住みにくい」と回答された方に伺います。】

Q 住みにくいと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

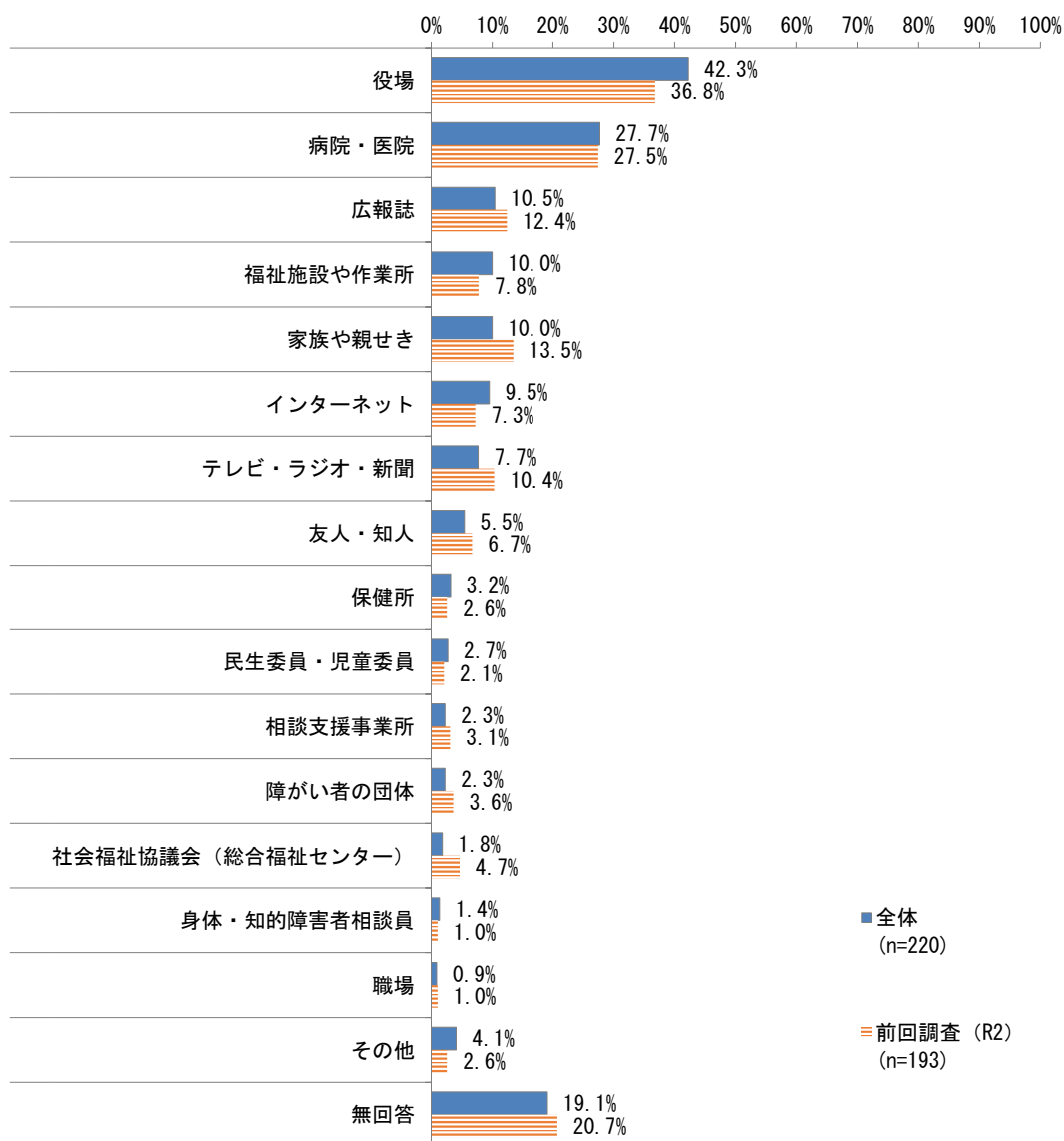
住みにくいと思う理由については、「交通機関が利用しにくい」、「買い物などが不便」がいずれも72.0%と最も高く、次いで「道路に段差や障害物がある」56.0%、「利用しやすい公共施設が少ない」48.0%となっています。



複数回答のため 合計は100%に ならない 上段: 回答者数 下段: 構成比 ■ 上位1項目	サンプル数	力が ない	く交 通機 関が 利用 しに	買 い物 など が不 便	設 利 用し やす い公 共施 施	が道 路に 段差 や障 害物	音の 出る 信号 機が 少	がわ かり やす い道 案内	が障 がい のある 子ども が遊 べる 施設 がない	く障 がい のある 方の 働	機能 訓練 を行 うリ ハ	い通 所で きる 施設 がな	そ 他	無 回 答
		地域 住民 の理 解や 協	交 通機 関が 利用 しに	買 い物 など が不 便	設 利 用し やす い公 共施 施	が道 路に 段差 や障 害物	音の 出る 信号 機が 少	がわ かり やす い道 案内	が障 がい のある 子ども が遊 べる 施設 がない	く障 がい のある 方の 働	機能 訓練 を行 うリ ハ	い通 所で きる 施設 がな	そ 他	無 回 答
全体	25	5 20.0%	18 72.0%	18 72.0%	12 48.0%	14 56.0%	7 28.0%	4 16.0%	9 36.0%	12 48.0%	6 24.0%	7 28.0%	2 8.0%	0 0.0%
前回調査 (R2)	26	10 38.5%	23 88.5%	24 92.3%	18 69.2%	21 80.8%	12 46.2%	9 34.6%	11 42.3%	10 38.5%	10 38.5%	6 23.1%	2 7.7%	0 0.0%
年齢別	18~29歳	3 -	2 66.7%	2 66.7%	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30~39歳	4 -	0 0.0%	4 100.0%	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	2 50.0%	2 50.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
	40~49歳	1 -	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	50~59歳	7 -	2 28.6%	5 71.4%	4 57.1%	1 14.3%	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 57.1%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%
	60~69歳	4 -	0 0.0%	3 75.0%	3 75.0%	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	2 50.0%	4 100.0%	4 100.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%
	70歳以上	3 -	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%
	無回答	3 -	1 33.3%	2 66.7%	3 100.0%	2 66.7%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%

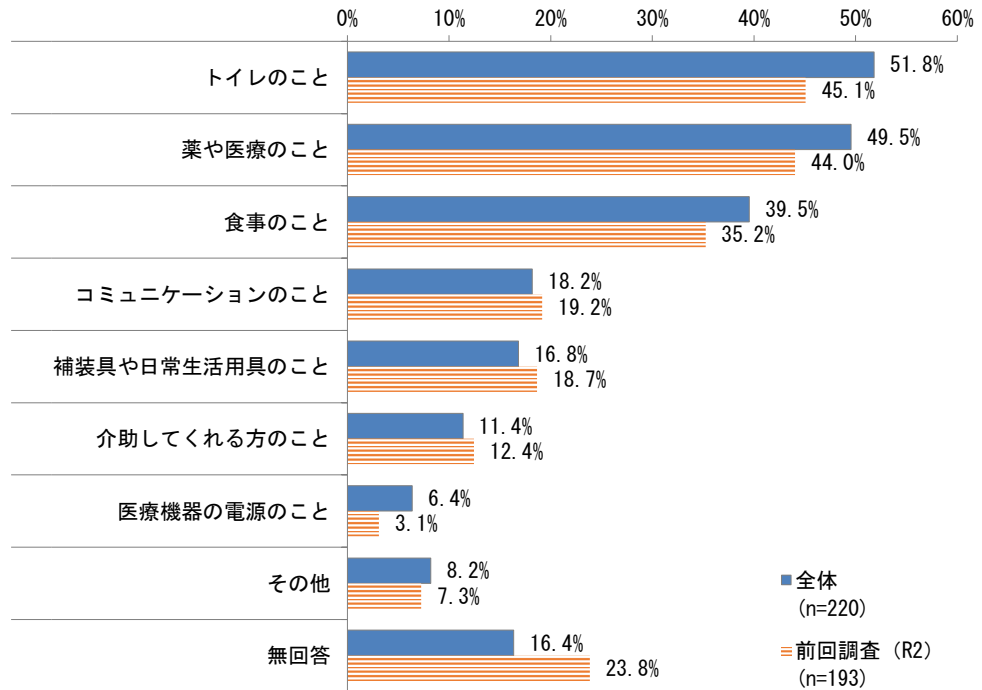
Q あなたは福祉に関する情報を主にどこから得ていますか。(〇は3つまで)

福祉に関する情報の入手先については、「役場」42.3%が最も高く、次いで「病院・医院」27.7%、「広報誌」10.5%となっています。



Q 避難所で困ると思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

避難所で困ると思われることについては、「トイレのこと」51.8%が最も高く、次いで「薬や医療のこと」49.5%、「食事のこと」39.5%となっています。

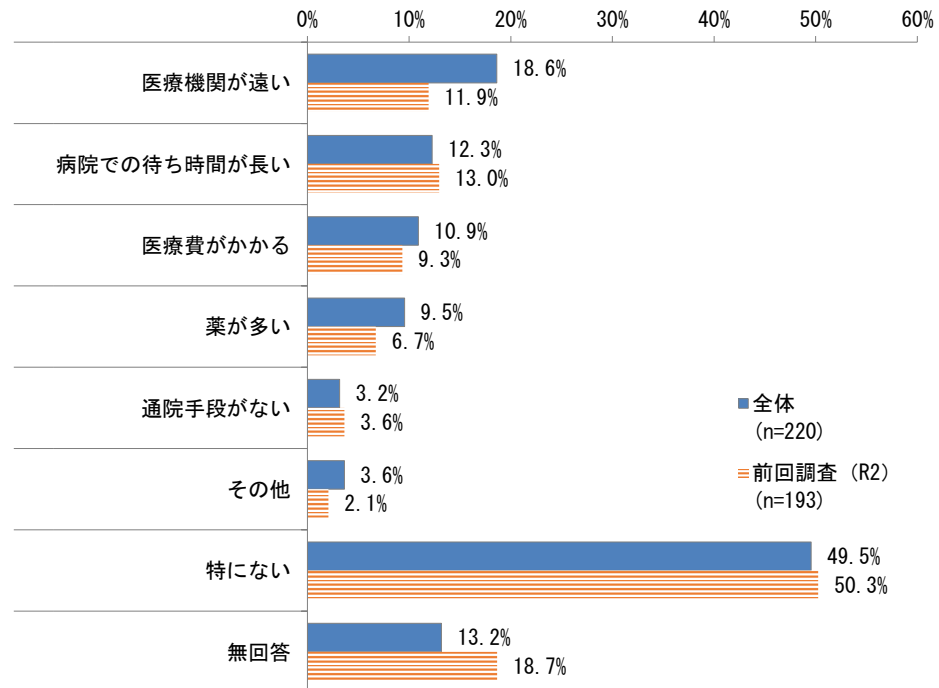


複数回答のため 合計は100%に ならない	サンプル数	困ると思われること									
		トイレのこと	補装具や日常生活用具のこと	薬や医療のこと	食事のこと	と医療機器の電源のこと	コミュニケーション	介助してくれる方のこと	その他	無回答	
全体	220	114 51.8%	37 16.8%	109 49.5%	87 39.5%	14 6.4%	40 18.2%	25 11.4%	18 8.2%	36 16.4%	
前回調査 (R2)	193	87 45.1%	36 18.7%	85 44.0%	68 35.2%	6 3.1%	37 19.2%	24 12.4%	14 7.3%	46 23.8%	
年齢別	18~29歳	9 44.4%	4 22.2%	2 33.3%	3 33.3%	3 0.0%	5 55.6%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	
	30~39歳	12 50.0%	6 25.0%	3 41.7%	5 58.3%	7 8.3%	1 41.7%	5 25.0%	3 0.0%	0 25.0%	
	40~49歳	27 63.0%	17 25.9%	7 74.1%	20 40.7%	11 11.1%	3 22.2%	6 7.4%	2 7.4%	2 3.7%	
	50~59歳	19 42.1%	8 5.3%	1 63.2%	12 36.8%	7 5.3%	1 26.3%	5 0.0%	0 0.0%	0 5.3%	
	60~69歳	34 55.9%	19 29.4%	10 58.8%	20 50.0%	17 5.9%	2 14.7%	5 11.8%	4 17.6%	6 11.8%	
	70歳以上	105 50.5%	53 12.4%	13 41.0%	43 33.3%	35 3.8%	4 10.5%	11 14.3%	15 9.5%	10 20.0%	
	無回答	14 50.0%	7 7.1%	1 42.9%	6 50.0%	7 21.4%	3 21.4%	3 0.0%	0 0.0%	0 42.9%	
	障がい区分別	身体障がい	141 52.5%	74 18.4%	26 46.1%	65 36.2%	51 6.4%	9 12.8%	18 10.6%	15 9.2%	13 17.0%
知的障がい		28 50.0%	14 17.9%	5 42.9%	12 53.6%	15 10.7%	3 53.6%	15 25.0%	7 14.3%	4 10.7%	
精神障がい		24 62.5%	15 16.7%	4 54.2%	13 45.8%	11 12.5%	3 25.0%	6 8.3%	2 12.5%	3 16.7%	
自立支援		40 50.0%	20 17.5%	7 70.0%	28 52.5%	21 10.0%	4 40.0%	16 10.0%	4 2.5%	1 7.5%	
指定難病		15 73.3%	11 6.7%	1 60.0%	9 46.7%	7 13.3%	2 20.0%	3 13.3%	2 6.7%	1 26.7%	

※『障がい区分』は複数回答のため、縦の合計は100%にはならない

Q 服薬や通院等で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

服薬や通院等で困っていることについては、「特にない」49.5%が最も高く、次いで「医療機関が遠い」18.6%、「病院での待ち時間が長い」12.3%となっています。

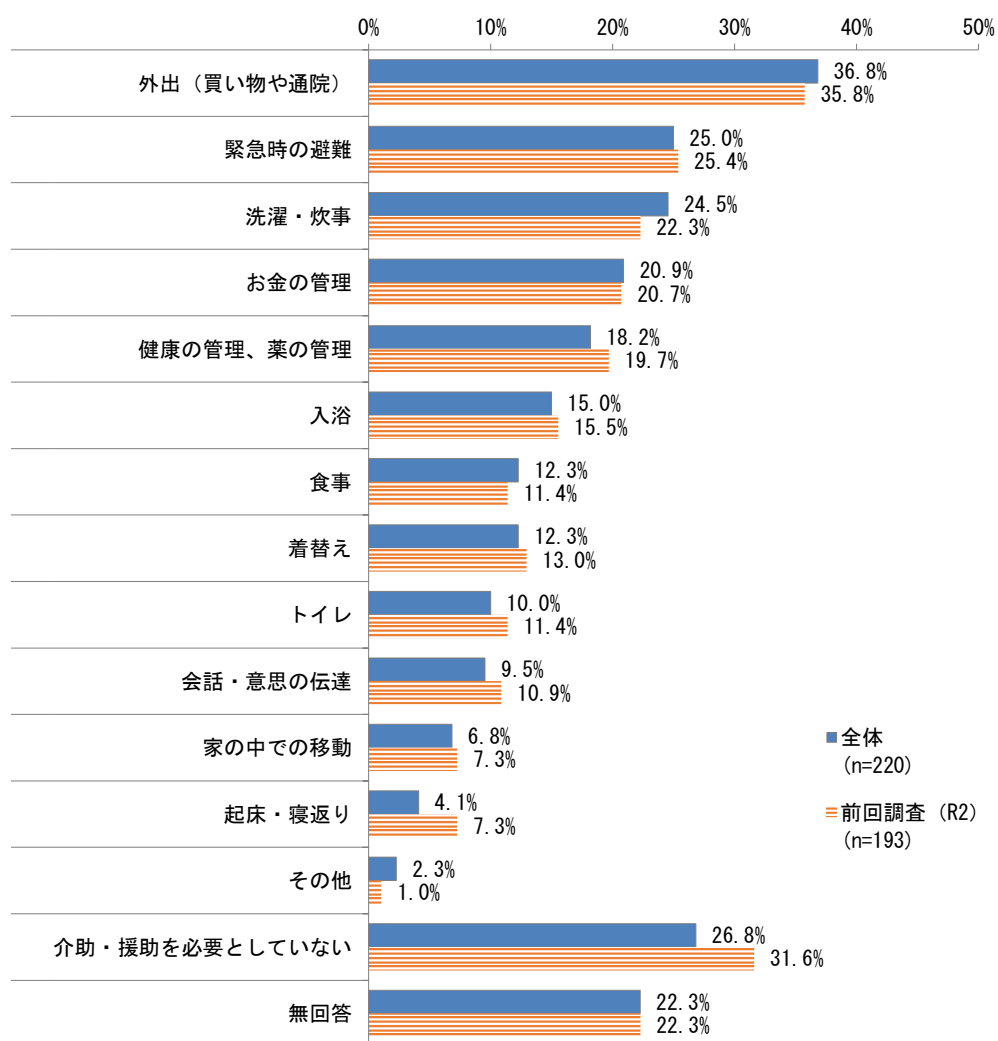


複数回答のため 合計は100%に ならない		サン プル 数	長 病 院 で の 待 ち 時 間 が	薬 が 多 い	医 療 費 が か か る	通 院 手 段 が な い	医 療 機 関 が 遠 い	そ の 他	特 に な い	無 回 答
上段: 回答者数	下段: 構成比									
■ 上位1項目										
全体		220	27	21	24	7	41	8	109	29
前回調査 (R2)		193	25	13	18	7	23	4	97	36
年齢別										
18~29歳		9	0	0	1	0	3	1	5	0
30~39歳		12	3	1	2	0	3	0	7	0
40~49歳		27	6	4	6	0	5	2	11	1
50~59歳		19	4	2	4	0	7	0	8	1
60~69歳		34	3	6	3	2	6	3	15	5
70歳以上		105	9	7	7	4	14	2	58	18
無回答		14	2	1	1	1	3	0	5	4
障がい区分別										
身体障がい		141	18	12	13	7	19	7	72	22
知的障がい		28	1	3	0	0	6	1	19	1
精神障がい		24	5	3	4	0	7	0	10	2
自立支援		40	6	5	6	1	15	1	19	0
指定難病		15	7	1	3	0	7	0	2	2

※『障がい区分』は複数回答のため、縦の合計は100%にはならない

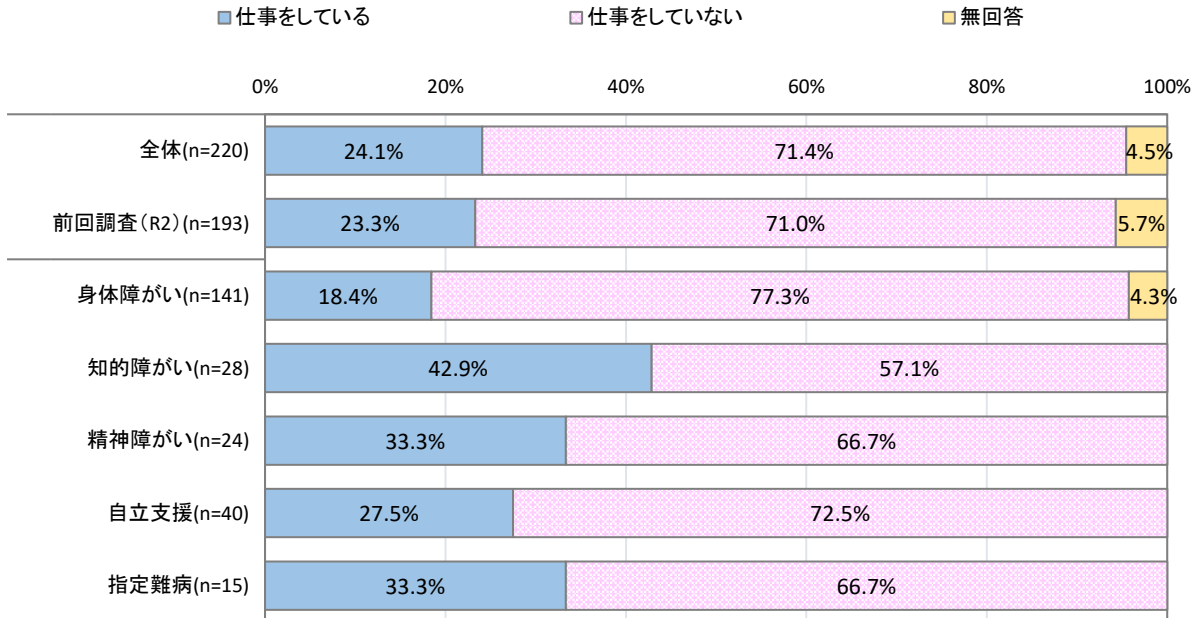
Q 生活するうえで介助・援助を必要とすることをお答えください。
 (あてはまるものすべてに○)

介助・援助を必要とすることについては、「外出（買い物や通院）」36.8%が最も高く、次いで「介助・援助を必要としていない」26.8%、「緊急時の避難」25.0%となっています。



Q あなたは、現在仕事をしていますか。(1つに○)

就労状況については、「仕事をしている」24.1%、「仕事をしていない」71.4%となっています。



小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある		サンプル数	仕事をしている	仕事をしていない	無回答
上段: 回答者数 下段: 構成比					
■ 上位1項目					
全体		220	53	157	10
		100.0%	24.1%	71.4%	4.5%
前回調査(R2)		193	45	137	11
		100.0%	23.3%	71.0%	5.7%
年齢別	18~29歳	9	7	2	0
		100.0%	77.8%	22.2%	0.0%
	30~39歳	12	7	5	0
		100.0%	58.3%	41.7%	0.0%
	40~49歳	27	13	14	0
		100.0%	48.1%	51.9%	0.0%
	50~59歳	19	9	10	0
		100.0%	47.4%	52.6%	0.0%
60~69歳	34	7	27	0	
	100.0%	20.6%	79.4%	0.0%	
70歳以上	105	7	93	5	
	100.0%	6.7%	88.6%	4.8%	
無回答	14	3	6	5	
	100.0%	21.4%	42.9%	35.7%	
障がい区分別	身体障がい	141	26	109	6
		100.0%	18.4%	77.3%	4.3%
	知的障がい	28	12	16	0
		100.0%	42.9%	57.1%	0.0%
	精神障がい	24	8	16	0
		100.0%	33.3%	66.7%	0.0%
自立支援	40	11	29	0	
	100.0%	27.5%	72.5%	0.0%	
指定難病	15	5	10	0	
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	

※『障がい区分』は複数回答のため、縦の合計は100%にはならない

第3項 横瀬町障がい福祉懇談会報告

期日：令和5年10月13日 場所：横瀬町町民会館 大会議室

【参加者数】

実人数 11名（身体2名、精神2名、保護者5名、保健福祉審議会委員2名、民生委員1名、一般1名）

【実施内容】

障がいのある方に優しいまちづくりに必要なこと

【意見概要】

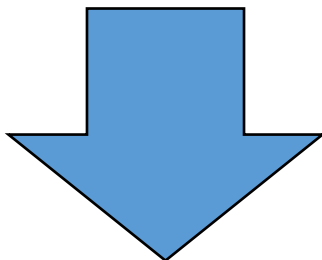
①横瀬町に住んでいて不便だと感じること

- ・交通の便が悪い（特に公共交通機関）
- ・車の騒音
- ・交通手段が少ない
- ・道路の渋滞
- ・道が狭い所・坂が多い
- ・歩道が少ない
- ・町内に放課後等デイサービスがない
- ・施設の人材不足
- ・障がい児用のサービス施設が近隣にない
- ・障がい児者の受入先が少ない
- ・病院が少ない
- ・入院時、食費がかかる
- ・冬が寒い
- ・スマートフォン等の電波が届きにくいところがある
- ・働く場が少ない
- ・すぐ欲しいときに買い物が不便
- ・食事できる場所が少ない
- ・役場のサービスの手続き
- ・運動会などイベントの場で高齢者席はあるのに体の不自由な人の席がない
- ・懇談会などにおいて議員の参加が少ない
- ・障がい者の存在が身近にない

②地域で暮らしていくために必要なこと

- ・秩父地域に各障がいに対応できる病院があること
- ・病院でのカウンセリングへの補助
- ・秩父地域外からの放課後等デイサービスの参入
- ・ヘルパー養成講座の実施
- ・ボランティアの推進
- ・グループホームや作業所など障がい者の生活の場
- ・精神障がいへのサポートの充実
- ・相互理解の場（ソフト・ハード共に）
- ・健常者と障がい者の仲介者
- ・助け合える風潮
- ・役場の申請における柔軟な対応
- ・些細なことでも何でも相談できる場所
- ・役場事業の回数増

①、②を踏まえて

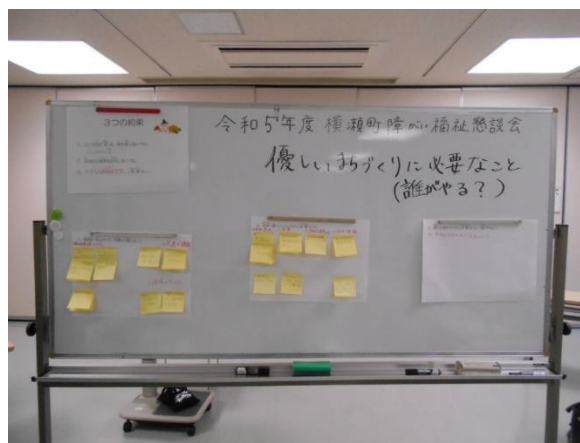


③優しいまちづくりに必要なこと

- ・心の教育
- ・食育
- ・バリアフリー改修への補助
- ・障がい特性・多様性への理解
- ・バリアフリーな場所でのイベント開催
- ・地域イベントへの参加
- ・健康増進
- ・つながりあい
- ・一歩進んだ関わりあい



懇談会の様子



提出された意見

第2編 横瀬町第6期障がい者計画

第1章 計画の基本理念と体系

第1項 基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されるように、障がい児・者施策は、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。

町の上位計画である「第6次横瀬町総合振興計画」では、「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を将来像に掲げ、そこに至るまでの目標として多様な幸せがある町「カラフルタウン」を目指しています。

カラフルタウン実現に向けて、保健・福祉・医療部門においては、超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、障がいのある人や高齢者にも優しい、すべての人が健康に暮らせるまちづくりを推進します。

また、状態等の違いにかかわらず、横瀬町のすべての町民が、地域とともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが大切です。

本計画においても、これらを踏まえ、「第5期横瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の基本理念を継承し、「すべての町民が ふれあい とともに生きる心豊かな地域づくり」を基本理念として、ノーマライゼーションの理念を推進し、障がいのある人のライフステージを通じた切れ目のない支援と自分らしい暮らしの実現、地域住民の障がいのある人や障がいへの理解を進めながら、障がいのある人もない人も、ともに生きる心豊かな地域づくりを目指します。

すべての町民が ふれあい とともに生きる 心豊かな地域づくり

「ふれあい」

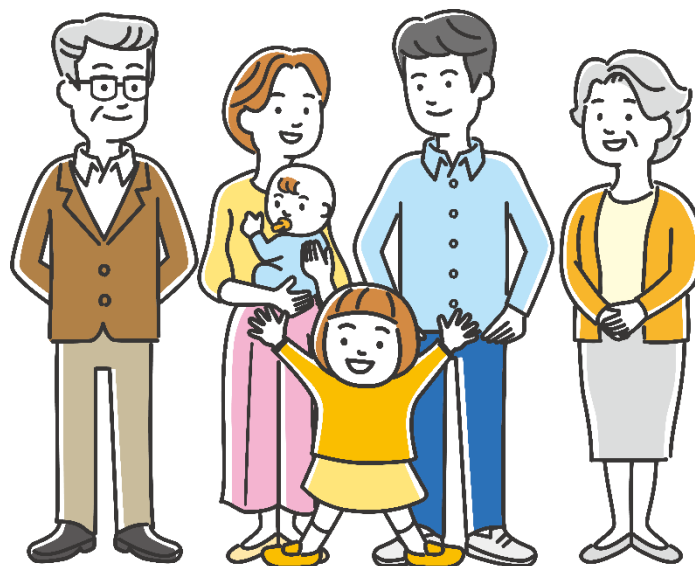
障がいのある人がすべての町民とともに、地域の中で一生涯を通じ自分らしく暮らしていくためライフステージを通じた支援体制づくりを進めます。また、様々な形で地域社会とふれあい、社会参加をする場や機会の確保に努めます。

「ともに生きる」

障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての町民とともに、障がいのある人が主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、ともに生きる地域社会を目指します。

「心豊かな地域づくり」

障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮への理解に向けた啓発活動とあわせ、地域住民が障がいのある人や障がいへの理解を深めながら、障がいのある人もない人も、すべての町民がともに生きる心豊かな地域づくりを目指します。



第2項 施策体系

政策分野	基本方針	施策
第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 障がいの理解の促進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 人権への理解促進
	2 権利擁護の推進、虐待の防止	(1) 成年後見制度の周知・普及 (2) 障がい者虐待防止
	3 障がいを理由とする差別の解消の推進	(1) 差別の解消及び合理的配慮の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 行政サービス等における配慮
第2項 安全・安心な生活環境の整備	1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	(1) 埼玉県建築物バリアフリー条例に基づく、建築物のバリアフリー化等の推進 (2) 利用しやすい歩行空間の整備 (3) 各種公共施設整備・維持管理
	2 住みよい住宅環境への支援	(1) グループホーム等の整備促進 (2) 住宅改修費の助成
	3 移動・交通環境の整備	(1) 移動にかかる各種支援の充実 (2) 公共交通の整備・充実 (3) 交通マナーの向上に向けた啓発
第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1 意思疎通支援の推進	(1) 意思疎通支援事業 (2) 横瀬町手話言語条例の推進 (3) 日常生活用具の給付等
	2 行政情報のアクセシビリティの向上	(1) 情報のバリアフリー化の推進 (2) 必要な情報提供手段の促進 (3) 障がいのある人への配慮
第4項 防災、防犯等の推進	1 防災対策の推進	(1) 横瀬町避難行動要支援者名簿活用制度の推進 (2) 災害時の地域支援体制の整備 (3) 情報伝達体制の強化
	2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進	(1) 緊急通報システムの普及推進 (2) 見守り体制の強化 (3) 消費者トラブル防止
第5項 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	(1) 妊娠期における支援の充実 (2) 乳幼児健診及び発達相談の推進 (3) 各種健康診査や検診の推進 (4) 早期療育支援の充実
	2 保健・医療の推進	(1) 健康教育・相談の推進 (2) 医療機関との連携 (3) 医療的ケア児・者への総合的な支援促進 (4) 相談支援体制の整備及び人材育成 (5) 自立支援医療制度の推進 (6) 重度心身障害者医療費助成事業の推進 (7) ひとり親家庭等の医療費の助成 (8) 難病患者等への支援

	3 精神保健の推進	(1) こころの健康づくりの推進 (2) 精神保健福祉事業の推進 (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (4) 発達障がいや高次脳機能障がいの理解の啓発
第6項 自立した生活の 支援・意思決定 支援の推進	1 相談支援体制の充実	(1) 障がい者相談支援体制の強化 (2) 相談支援の充実 (3) 重層的支援体制の充実
	2 地域移行支援、在宅サービス等の 充実	(1) 障害福祉サービス等の適正給付 (2) 意思決定支援の推進 (3) 家族支援の推進 (4) 地域生活支援拠点等の整備
	3 障がい児に対する支援の推進	(1) 障害児相談支援・通所支援の提供 (2) 身近な地域で必要な支援を受けられる体制の推進
	4 障害福祉サービスの質の向上と 人材育成等の推進	(1) 質の向上と人材育成 (2) サービスに対する苦情への対応 (3) ボランティアの育成・養成
第7項 教育の振興	1 早期療育・切れ目のない支援 の推進	(1) 障がい児教育・保育の充実 (2) 切れ目のない支援体制の強化 (3) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実
	2 学校教育の推進	(1) インクルーシブ教育の推進 (2) 専門機関等幅広いネットワークの構築 (3) 教職員の指導力・資質の向上 (4) 進路指導の実施
第8項 雇用・就業、経済 的自立の支援	1 総合的な就労支援の推進	(1) 総合的な就労支援の充実 (2) 福祉的就労の支援 (3) 就労移行・定着支援推進
	2 障がい者雇用の促進	(1) 法定雇用率達成の働きかけ (2) 職場における障がい者理解の啓発 (3) 障がいのある人の採用と働きやすい環境づくり (4) 各種制度の周知
	3 経済的自立の支援	(1) 障害者施設等からの優先調達の推進 (2) 各種福祉制度の周知
第9項 文化芸術活動・ スポーツ等の振 興	1 文化芸術活動、スポーツ・レクリ エーション活動等の推進	(1) 文化芸術活動の場の確保 (2) スポーツ・レクリエーション活動等の支援

第2章 施策の展開

第1項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 障がいの理解の促進

障がいや障がいのある人について町民の理解を深め、障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、町民に向けて様々な形で広報・啓発活動を推進します。

また、学校等での福祉教育や生涯学習講座等の実施により、幼少期から生涯にわたって、福祉や障がいに対する正しい理解が得られるよう関係機関と連携して取り組みます。

【現状と課題】

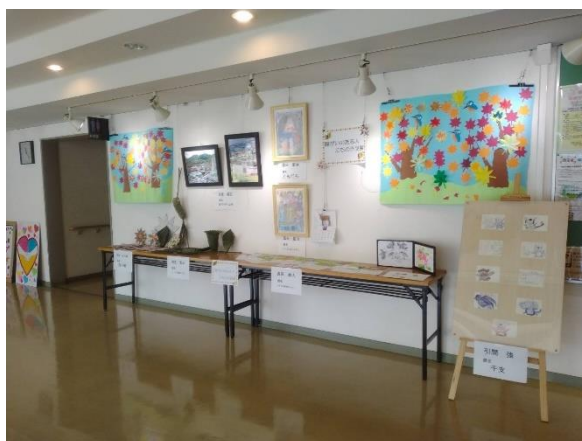
本町では、町民の障がいのある人への理解を促進するために、町では、「手話教室」や「障がいのある人たちの作品展」等のイベントを通じて、障がいのある人に対する町民の理解促進に努めています。

アンケート調査で、障がいや精神疾患がある人に対する理解について、「進んでいる」と回答した人は、7.7%に留まっています。

障がいのある人の多くは、地域で暮らすことや就職等の社会参加をするために、障がいや障がいのある人についてのより深い理解を家族や地域の人に求めていることから、今後は、様々な機会を捉え、障がいについての理解を深める活動を、継続して進めて行く必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報よこぜやホームページ等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を促すとともに、やさしいまちづくりに関する広報・啓発を行います。・ 障がい者サービスについての広報をはじめ、手話奉仕員研修、障害者週間の期間中「障がいのある人たちの作品展」の開催、あいサポーター研修、当事者による精神障がい者の理解促進啓発・研修、企業に対する手話啓発パンフレット配付等を実施していきます。・ スポーツや文化・芸術活動を通じて、障がいのある人とない人の交流を広めることでも障がいに対する理解を促進します。
(2) 人権への理解促進	<ul style="list-style-type: none">・ 人権に対する理解を深める機会として、地域、各種団体等への研修会を開催し、人権教育・啓発を推進します。



障がいのある人たちの作品展

2 権利擁護の推進、虐待の防止

判断能力が不十分な障がい者や高齢者等の権利と財産を守るために、本人や家族をはじめ、町民や関係機関に対する広報や相談体制の充実を通じて、自己決定権を保障する意義、成年後見制度等の権利擁護制度の普及を図ります。

また、障がいのある人への差別や虐待・金銭搾取等の権利侵害から守るため、地域や民生委員・児童委員などの関係機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。

【現状と課題】

アンケート調査において、権利擁護に関連する制度・法律等の認知度をみると、「障害者差別解消法」については約6割、「障害者虐待防止法」では7割、「成年後見制度」では3割の人が「知らない」と回答しており、権利擁護等に関する理解の低さがうかがえます。

障がいについての理解の浸透を図るとともに、「障害者権利条約」や条約の批准に合わせて整備された各種法律等について、障がいのある人のみならず一般の人に対しても周知を図り、障がいのある人への配慮が適切に実践されるよう努める必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 成年後見制度の周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進事業を推進します。 ・知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な方が日常生活を営むのに支障がある場合、各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度の適切な利用の促進を図るため、研修会等の開催やパンフレット等の配付を通じ、制度の周知・普及を図ります。

具体的な取組	取組内容
(2) 障がい者虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・横瀬町障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待について広く通報を受け入れ、相談等に応じるとともに迅速に対応します。 ・虐待防止の広報・啓発活動を行い、虐待の防止と早期発見に努めます。



成年後見制度の研修

3 障がい理由とする差別の解消の推進

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を送るための妨げとなる様々な社会的障壁等を解消するため、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について周知し、また障がいへの理解を深める機会を確保することで、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

【現状と課題】

アンケート調査において、「ふだんの生活の中で差別や偏見等を感じるか」で最も多い回答は「ほとんど感じたことはない」となっていますが、「良く感じる」と「ときどき感じる」と回答した人は、知的障がい者では約5割、精神障がい者では約4割、身体障がい者では約3割に上っています。

共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、「心の障壁（バリア）」を除去することが大切です。また、障がいのあるなしに関わらず、それぞれがかけがいのない命を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。

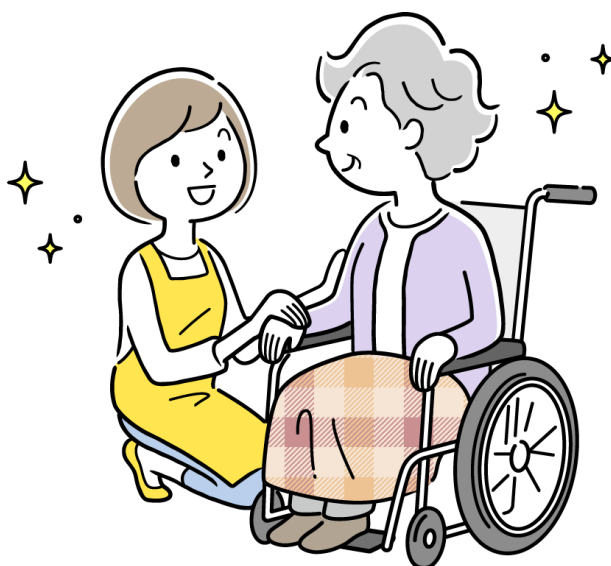
しかしながら、障がいや障がいのある人に対する理解不足や差別、偏見は依然として存在しています。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるためには、町や障がい者団体等が連携し、関係各所への啓発に取り組み、町民全体の幅広い理解へつなげることが大切です。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 差別の解消及び合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、秩父都市1市4町による差別解消講演会の開催、差別解消支援地域協議会の設置等、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。 ・ 障がいのある人への合理的配慮が広がるよう、民間事業者や町民に対する周知を図り、取組を推進します。 ・ 本町の職員を対象に、人権教育研修を実施し、障がいのある人への配慮が行えるよう取組みます。
(2) 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのことや障がい福祉についての話を聞く機会を設けるとともに、ボランティア学習の推進等により福祉教育の充実を図ります。 ・ 小中学校では、人権教室として、町人権擁護委員や秩父地域のろう者及び手話に関する団体のボランティアとともに、様々な障がいへの理解を深め、体験活動等を推進します。

具体的な取組	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会と連携し、町内各所の福祉施設等へ中学生がボランティア活動に参加することを促します。 ・ 特別支援学校と小中学校との合同学習発表会等の交流事業を推進します。 ・ 各方面の外部機関と連携し、障がいについて学び体験できる機会を確保していきます。
(3) 行政サービス等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員等に対して、障がいのある人に関する理解の促進に努めるとともに、障がいのある人が適切な配慮を受けられることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。



第2項 安全・安心な生活環境の整備

1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

障がいのある人の利用に配慮し、公共施設や交通環境等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備を推進することにより、障がいのある人が気軽に外出し、活動しやすいまちづくりを進めます。

【現状と課題】

障がいのある人が安全・安心に地域生活を送るためには、周辺環境のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進が必要です。

本町では、公共性の高い建築物についてバリアフリー化を推進するとともに、外出支援や移動支援を通じた障がい者の社会参加の支援等を行ってきましたが、その対策は引き続き課題と言えます。

アンケート調査によると、住みにくい理由として、「道路に段差や障害物が多い」とする割合は、45.2%となっています。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は、障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続して環境整備に取り組んでいく必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 埼玉県建築物バリアフリー条例に基づく、建築物のバリアフリー化等の推進	・一定規模以上の建築計画についてバリアフリー法と埼玉県建築物バリアフリー条例に基づき、だれもが使いやすい建築物とすることを推進します。
(2) 利用しやすい歩行空間の整備	・福祉施設、医療施設の周辺等、障がいのある人の利用が見込まれる歩道については、点字ブロックの設置や車椅子がすれ違える幅を確保する等、より利用しやすい歩行空間の整備に努めます。
(3) 各種公共施設整備・維持管理	・障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。

2 住みよい住宅環境への支援

施設や病院での生活から地域での生活への円滑な移行にあたっては、移行に至るまでの支援や移行後の地域定着に係る支援が今後も必要です。

また、日常生活及び社会生活に必要な支援を受けながら、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

【現状と課題】

本町では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、高齢化や核家族化の進行等により、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。

主な介助者の年齢も高齢化しつつあり、負担の重さが想像されます。

このことから、介助者となる家族が一時的に支援できなくなることに対応するために、ショートステイ等の一時預かり施設の充実や、介助者の高齢化への対応、自立と親亡き後の不安の解消のため、グループホーム等、住まいの確保が必要となっています。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) グループホーム等の整備促進	・障がいのある人が地域での自立と安心できる生活の場の確保に向けて、秩父郡市1市4町や民間福祉施設との連携のもと、サービス施設の充実を図る等、グループホーム等の整備を促します。
(2) 住宅改修費の助成	・身体に重度の障がいのある人の日常生活の環境改善、介助者の負担の軽減及び自力更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造するための費用について助成します。

3 移動・交通環境の整備

障がいのある人の移動手段を確保するため、公共交通等の利便性や安全性の向上に努めます。また、障がい者等のための駐車区画の適正利用について、普及啓発を図ります。

【現状と課題】

障がいのある人の困りごとの一つに移動手段の確保があり、また、障がいのある人やその家族の高齢化も進むことから、今後も移動困難者の増加が見込まれます。

障がいのある人の移動においては、公共交通の利便性の向上や利用しやすい移動手段の確保が課題となっています。

また、地域における自立した生活及び社会参加等の日常生活において、障がいのある人が安心して外出できるよう、移動支援事業等の周知と利用を推進します。

さらに、車椅子用駐車区画等の不適正利用により、真に必要な人が利用できない状況もあることから、交通マナーの向上を図ることが課題となっています。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 移動にかかる各種支援の充実	・障がいのある人の重度化・高齢化・進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動にかかる支援の充実を図ります。 ①福祉タクシー利用券の交付 ②心身障害者自動車等燃料費の助成 ③障害児(者)生活サポート事業
(2) 公共交通の整備・充実	・障がいのある人や高齢者等の交通弱者をはじめとする町民の日常生活上必要な交通手段を確保するため、町民ニーズ等に配慮しながら、快適で利便性の高い公共交通の整備・充実に努めます。
(3) 交通マナーの向上に向けた啓発	・公共施設や商業施設等に設置されている障がい者等のための車椅子利用者用駐車区画及び優先駐車区画の適正利用を推進するため、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図ります。

第3項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

1 意思疎通支援の推進

多様化・複雑化する社会の中、本町においても意思疎通の支援を担う人材の育成・確保を行い、意思疎通支援事業の充実に努めます。また、日常生活用具の給付等により、情報やコミュニケーション支援の推進を図ります。

【現状と課題】

本町では、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業や、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して日常生活用具の給付等を行っています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障がいのある人とない人との円滑なコミュニケーションが図れるように支援していく必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none">・聴覚や言語機能に障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、筆談マークの設置や筆談用具の整備、手話通訳者等の派遣事業を実施します。・失語症者向け意思疎通支援事業について、検討を行います。
(2) 横瀬町手話言語条例の推進	<ul style="list-style-type: none">・横瀬町手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を推進し、町民や関係団体を対象とした手話を学ぶ機会の提供に努めます。
(3) 日常生活用具の給付等	<ul style="list-style-type: none">・視覚や聴覚等の障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、日常生活用具給付等事業や補聴器購入費用の助成により、コミュニケーションを支援するための用具等を給付します。

2 行政情報のアクセシビリティの向上

必要な情報を障がいの種類や程度に応じた手段により容易に取得できる方法の普及と、様々な広報手段を活用した情報の提供に努め、障がいのある人に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

【現状と課題】

アンケート調査において、福祉に関する情報の入手先については、「役場」が42.3%が最も高く、次いで「病院・医院」が27.7%、「広報誌」が10.5%となっています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用（アクセシビリティ）並びに意思疎通（コミュニケーション）に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した取組を通じた情報アクセシビリティの向上が求められています。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報よこぜやホームページへの福祉サービスの掲載による情報提供の充実に努めます。・ 緊急時の情報を迅速に伝達するため、多様な広報手段（防災行政無線、メール配信サービス、SNS、ホームページ、防災アプリ等）を充実させ、情報格差の解消を図ります。
(2) 必要な情報提供手段の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報よこぜや各種通知文等について、様々な障がいのある人に配慮し提供するため、情報音声データの利用の検討や読みやすい字体（ユニバーサルデザインフォント）の使用等について、利用促進を図ります。
(3) 障がいのある人への配慮	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある人が必要とする代読や代筆、筆談による対応等の配慮を行います。・ 視覚機能に障がいのある人については、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を踏まえ、読書環境の整備を推進します。

第4項 防災、防犯等の推進

1 防災対策の推進

災害時において、要配慮者の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

防災対策においては、平常時からの災害に強い地域づくりや備蓄品等の確保が重要です。「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

本町は防災対策として、避難行動要支援者名簿の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障がいのある人等の要配慮者が安心して避難のできる避難所等の確保を進めています。

アンケート調査において、避難時に不安に思うことについては、「避難場所がわからない」が14.1%となっています。

「災害時に困ると思うこと」については、「トイレのこと」が51.8%で最も高く、次いで「薬や医療のこと」が49.5%、「食事のこと」が39.5%となっています。

そのため、様々な障がいのある人が安全に避難し、安心して避難所等での生活を送れるための検討をしていく必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 横瀬町避難行動要支援者名簿活用制度の推進	・ 要支援者の情報を本人の同意のもと、避難支援等関係者と共有し災害発生時の支援体制の推進を図ります。
(2) 災害時の地域支援体制の整備	・ 発達障がいのある人や聴覚に障がいのある人等、障がいの特性に配慮した支援手法や福祉避難所の整備に努めるとともに、希望者にはヘルプマークやヘルプカード、オストメイトカードを配付し、避難所等で必要な配慮を受けられる体制を整備します。 ・ 障がいのある人や高齢者等の災害弱者に対する地域住民を中心とした自主的な防災組織の充実を推進します。 ・ 毛布や救出救護用品等の防災資機材や飲料水をはじめとする備蓄食糧、医薬品、避難所備品等について、障がいのある人への対応に配慮し、総務課（町防災担当）・町社会福祉協議会と連携して必要量の確保を進めます。
(3) 情報伝達体制の強化	・ 民生委員等地域住民とのつながりがある人に協力を求め、災害発生時の情報伝達体制の強化をめざします。 ・ 防災行政無線やホームページ、メール配信サービス、S

具体的な取組	取組内容
	N S等多様な手段により、災害情報の提供を迅速かつ確実に広く周知・伝達できるよう推進します。

2 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進

未然にトラブルを 방지、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を強化し、安全対策を推進します。

【現状と課題】

精神障がいや知的障がい等の理由により判断能力が十分でない方が、消費者トラブルに巻き込まれるケースがあります。また、防犯対策をしても、事件や事故等のトラブルに巻き込まれることも想定されます。

トラブルを未然に防ぐため、消防や警察等関係機関との連携や、見守りの強化、相談体制を推進していく必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 緊急通報システムの普及推進	・聴覚や言語機能に障がいのある人が緊急時に円滑に消防への通報ができる緊急通報システムの普及を推進します。
(2) 見守り体制の強化	・メール配信サービスにて、町内で発生した事件について情報発信を行うことで町民に対して情報共有を図ります。 ・障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、警察や民生委員・児童委員、地域住民等と連携し、地域の見守り機能の強化を図ります。
(3) 消費者トラブル防止	・障がいのある人の日常生活における自立を支援し消費者被害を未然に防止するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。

第5項 保健・医療の推進

1 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

疾病等の予防や早期発見を図り早期治療につなげるため、各種健康診査や検診を実施し、相談支援事業・指導等の充実に努めます。

【現状と課題】

定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障がいの予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが必要です。

本町では妊産健康診査や特定健康診査、各種検診等により、発育発達や健康状態を把握し、障がいの原因となりうる疾病等の予防、早期発見・早期治療につながる取組を推進しています。また、発達支援や保健指導の実施等、専門家による相談体制を構築しています。

今後も、健康診査等の重要性を周知し、受診勧奨を推進するとともに、関係機関と連携した相談体制さらに推進していく必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 妊娠期における支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 妊娠期からの支援として、不妊・不育検査費、不妊・不育治療費を助成し、マイ・エンゼル支援事業の充実に努めます。・ 子育て世代包括支援事業により妊娠期からの継続的かつ包括的な支援体制の強化に努めます。・ 秩父地域をはじめとする医療機関との連携を強化します。・ 妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への影響等の啓発やできるだけ安心安全に出産できるよう相談に応じます。
(2) 乳幼児健診及び発達相談の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもたちがこころもからだも健やかに、持てる力を最大限に発揮することを願い、子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査をはじめ母子保健事業等の実施に努めます。・ 相談事業では専門職が子どもの発達状況等をふまえた助言などを行い、子どもや家族の状況に合わせた支援を提案します。 <p>①乳幼児健康診査相談事業 ②子育て世代包括支援事業 ③療育相談事業</p>

具体的な取組	取組内容
	④家族すくすく相談事業 ⑤育児支援家庭訪問事業 ⑥新生児聴覚検査費の助成
(3) 各種健康診査や検診の推進	・障がいの原因となる疾病等の予防、また早期発見・早期治療につながるよう、各種健康診査や検診の受診勧奨を推進します。
(4) 早期療育支援の充実	・関係部門や関係機関との調整を図り、多職種が連携して多様な支援を受けられるよう支援体制づくりの充実を図ります。

2 保健・医療の推進

保健指導により疾病の発症及び重症化予防、早期発見に努め、健康の保持増進を図ります。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関並びに関係機関との連携を一層強化し、障がいのある人が必要とする医療サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人が必要な医療を受診でき、かつ経済的な負担が少しでも軽減されるよう、公費医療負担制度の周知と利用促進を図ります。

【現状と課題】

アンケート調査において、医療を受けるうえで困っていることは、「医療機関が遠い」18.6%、「病院での待ち時間が長い」12.3%となっています。

秩父地域には専門医療機関が限られており遠方への通院を余儀なくされているのが現状です。専門医療機関と秩父地域の医療機関との連携を図り、身近な地域で安心して医療が受けられる体制の整備が必要です。

また、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズも大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきていることから、地域で暮らすための環境整備や支援体制を整えるとともに、関係機関との連携が求められます。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 健康教育・相談の推進	・生活習慣病の発症を予防するため、ウォーキング教室等の健康教育事業により、生活習慣改善の必要性や改善の手段について普及啓発に努めます。 ・定例で行う「一般健康相談」や電話等で随時行う個別の

具体的な取組	取組内容
	<p>対応による相談支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わくわくポイント事業やコバトン ALK00 マイレージ事業により、楽しむという要素を取り入れることで自身の健康づくりへの動機づけを強化していきます。
(2) 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が身近な地域で必要な医療等を受けられるよう、秩父地域医療協議会において、秩父都市医師会等との協議を進めていきます。 ①地域医療体制及び在宅医療体制の整備・充実 ②災害時における医療救護体制の整備に向けた検討 ③歯科保健医療の推進
(3) 医療的ケア児・者への総合的な支援促進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児・者が在宅で生活を送るため、身近な地域のサービスを利用できるよう情報提供をするとともに、環境整備を推進します。 ・家族に対する支援体制を整備するため、地域での医療、保健、福祉、介護、教育等のさまざまな機関と情報共有を図り連携を強化します。
(4) 相談支援体制の整備及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制を充実させ、必要なサービスの情報が障がいのある人に伝わるよう連携を図ります。 ・医療的ケア児等の支援に関する相談支援体制を整備するため、医療的ケア児等コーディネーター研修等の受講により人材育成を推進します。
(5) 自立支援医療制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療、育成医療、更生医療）に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度の周知を図り、経済的負担を減らし、安心して治療が行えるよう推進します。
(6) 重度心身障害者医療費助成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者医療費助成制度により医療費の一部負担金を助成し、助成の対象となる障がいのある人とその家族の経済的負担を軽減することで、適切に医療が受けられるよう推進します。
(7) ひとり親家庭等の医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭、父子家庭、養育者家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭の児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）を育てている家庭に対し、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成します。
(8) 難病患者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・難病関連の情報収集・提供に努め相談支援を行います。 ①難病患者通院費の助成 ②小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

3 精神保健の推進

精神障がいにならないための取組を進めるとともに、精神保健や発達障がい、高次脳機能障がいについての理解促進のため、広報等により周知・啓発を図ります。また、関係機関と連携して相談支援体制を整えます。

さらに、在宅での障がい福祉サービスを充実させ、障がいのある人が地域で暮らせるシステムを構築します。

【現状と課題】

近年、うつ病等精神的なストレスを原因とする精神疾患が大きな課題となっています。

本町においては、「こころの健康相談」をはじめとし、専門家がライフステージに応じた相談支援体制を整えています。

精神障がいのある人については、個別の状況に応じた柔軟なサポート・医療の体制が必要になるため、地域生活を保健・医療・福祉の面から支援できるよう、連携・協議の場の設置が求められています。

また、発達障がいや高次脳機能障がい等の障がいの特性について、町民及び関係機関の知識向上を図っていくことが必要です。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・うつ病をはじめとした精神疾患について、講演会等により知識の普及啓発に努めます。・精神疾患により不安を抱える本人・家族への支援として「こころの健康相談」や訪問等による個別支援の充実に努めます。
(2) 精神保健福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・こころの健康づくりに関わる関係機関の連携を強化し、様々な相談・支援に対応できる体制を構築します。・「ソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰支援事業）」において、グループ活動を通して自立を図り、再発防止や重症化の予防に努めます。・自立支援医療により経済的負担を軽減し、適切な医療が受けられるよう支援します。
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none">・在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。・精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステム構築のため既存の地域包括ケア推進会議等を活用し、協議を行います。

具体的な取組	取組内容
(4) 発達障がいや高次脳機能障がいの理解の啓発	・発達障がいや高次脳機能障がいについての理解を深めるため、広報よこぜやホームページ等により周知・啓発を図ります。



ソーシャルクラブの作品

第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

1 相談支援体制の充実

障がいのある人の多様なニーズに対し、きめ細かな相談のもと、障がいの状況や家庭の状況、利用者本人の希望を尊重したサービスの利用へつなげられるよう、相談支援における体制の強化を図ります。

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が暮らしの中で抱える様々な悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる相談支援が求められています。

サービス等利用計画を作成する計画相談支援や障害児相談支援については、サービス利用者の増加に伴い、対応できる人材不足や業務負担の増加等が課題となっています。

改正社会福祉法に基づく、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援について、実施にあたって検討を進めていくことが必要です。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障がい者相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター（ビバーチェ）と連携し、地域の相談支援事業所に対する指導・助言等、相談支援専門員の質の向上を図り、障がいの特性に応じたきめ細かな支援の提供に努めます。・相談支援事業所と連携し、障がい者の特性に配慮した専門的な相談窓口の確保を図ります。
(2) 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、障がい者本人やその家族に対するきめ細かな相談支援の充実に努めます。
(3) 重層的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・様々な生活上の問題の複雑化・複合化により、生活のしづらさを抱えて困っている障がいのある人や家庭が、孤立せずに地域での生活が続けられるよう、関係機関が連携・協働し、包括的に支援する体制の構築を目指します。・ひきこもり、就労等の社会的自立に関する相談支援では、関係機関との連携を図り、個人の状況に応じた継続的な支援を行います。

2 地域移行支援、在宅サービス等の充実

障がいのある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、日中活動の場の確保や必要なサービスの提供をさらに進めます。また、地域での生活を希望する施設等入所者や入院中の精神に障がいがある人が円滑に地域生活へ移行、定着できるよう取組を支援します。

【現状と課題】

障害福祉サービス等の提供においては、一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が求められています。

本町では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、高齢化や核家族化の進行等により、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。

アンケート調査では、介助・援助を必要とすることについては、「外出（買い物や通院）」36.8%が最も高く、次いで「介助・援助を必要としていない」26.8%、「緊急時の避難」25.0%となっています。また、主な介助者は家族（配偶者・子ども・父母）という結果となっており、家族の負担が大きいことがうかがえます。

障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、短期入所や共同生活援助等のサービス提供事業所との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障害福祉サービス等の適正給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報よこぜやパンフレット等の各種広報媒体の活用により、障がいに対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスや障がい者団体等に関する情報提供を進めます。 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう、ニーズと実態に応じた障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）を適正に給付します。
(2) 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が日常生活や社会生活において、可能な限り、自らの意思が反映された生活が送れる支援体制を推進します。
(3) 家族支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人を介助する家族の負担を軽減するため、相談体制を構築し、日中活動のサービスや短期入所、共同生活援助の利用促進を図ります。 ・ 子どもがヤングケアラーとなるのを防ぐため、関係機関と連携し、相談や障害福祉サービス等必要な支援につなぐことで、負担軽減を図ります。

具体的な取組	取組内容
(4) 地域生活支援拠点等の整備	・障がいのある人の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等について秩父郡市1市4町での設置を推進します。

3 障がい児に対する支援の推進

障がいのある児童が必要とするサービスにつながるよう関係機関の連携を強化し、適切な支援の推進を図ります。

【現状と課題】

障がいのある児童が、乳幼児期から成人を迎えるまでライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

乳幼児健康診査により療育支援の必要性の把握や、保育所（園）・幼稚園等における障がいの理解の向上により、早期に専門的な支援につなげることが重要です。

また、相談支援事業所や障がい児支援に関するサービス事業所等とのネットワークを構築し、療育支援体制の整備を図る必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障害児相談支援・通所支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達状況に応じた障がい児支援に関するサービスの利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じます。 ・障害児支援利用計画に基づき、適切な障害児通所支援を検討した上で、必要なサービスを提供します。
(2) 身近な地域で必要な支援を受けられる体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、障がいが見え始める前の「気になる段階」から巡回支援専門員等の支援者により、親子に対するサポート体制を推進します。 ・障がいのある児童が、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスや、障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所等のサービスを身近な地域で受けられるよう支援します。

4 障害福祉サービスの質の向上と人材育成等の推進

必要とする障害福祉サービス提供事業所の開所を促進するとともに、人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

【現状と課題】

障害福祉サービス提供体制を確保するためには、障害福祉事業所職員等サービスに携わる人材の育成・定着を図ることが重要です。

各種研修の受講の推進やサービス提供者の権利を擁護することにより、サービスの質が向上されることが求められています。

町民一人ひとりがボランティアへの意識と関心を高め、地域でボランティア活動ができる場を増やし、その活動の活性化を図るための取組も必要です。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 質の向上と人材育成	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、サービスを提供する者の育成を目的とした各種研修について周知し、受講の促進を図ります。・必要とする障害福祉サービス提供事業所の開所について支援します。
(2) サービスに対する苦情への対応	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、利用者及びサービス提供者の権利を擁護し、サービスを適切に提供できるよう支援します。
(3) ボランティアの育成・養成	<ul style="list-style-type: none">・横瀬町社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験の場の提供や各種講座を開催し、人材の育成を図ります。・ボランティア活動に関する相談や情報収集に取組、活動希望者へ活動の場を提供します。

第7項 教育の振興

1 早期療育・切れ目のない支援の推進

障がいのある児童が、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない療育体制の構築を図ります。

【現状と課題】

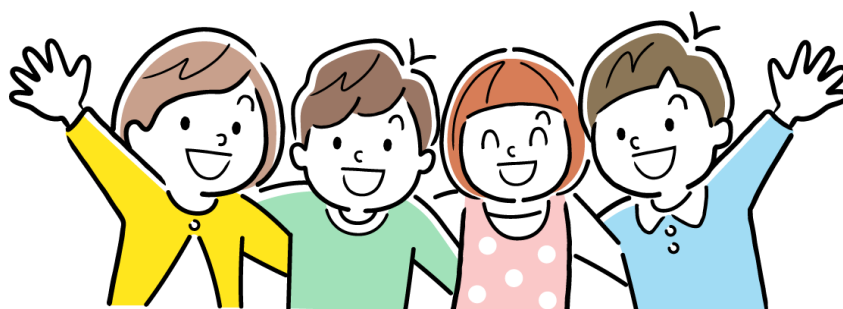
令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。この法律は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある児童についても、希望する支援を適切に受けられることができるような体制整備が必要です。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが必要です。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障がい児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある児童が子ども・子育て支援法による教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。・障がいのある乳幼児の受入体制を充実、児童館では特別支援学級及び特別支援学校に通う児童の放課後児童クラブ（学童保育室）について関係機関と連携を図ります。・児童の障がい“気になる”段階からの支援を充実するため、保育所・認定こども園等の児童やその親が集まる施設・場への巡回訪問を実施します。・配慮を要する児童の増加に伴い、今まで以上に一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制の充実を図ります。
(2) 切れ目のない支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・町の就学支援委員会等関係機関との連携を密にして、障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。・福祉介護課・健康子育て課による巡回相談等により地域の関係者との連携、就学前に教育委員会による就学相談へつなげるなど、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目のない支援を進めていきます。・特別支援教育コーディネーターを中心とする校内就学支援委員会の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を

具体的な取組	取組内容
	<p>進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と医療、福祉、関係行政機関等が連携した支援体制の強化を図るために、充実した支援が可能な体制づくり、事業の見直しを行っていきます。
<p>(3) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館や地域子育て支援センター（保育所内）において、障がいのある児童の利用について、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、保健師等と連携を図り、支援体制の充実を図っていきます。



2 学校教育の推進

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施するとともに、学校教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システム）に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

障がいのある児童の自立や社会参加に向けて、地域とともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育に関するニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

文部科学省は障がいのある児童とない児童が共に教育を受けることで、「みんなが一緒に学ぶ」というインクルーシブ教育を推進し、「共生社会」の実現を目指しています。

本町においては、特別支援学級のニーズが増加傾向にあり、障がいのある児童・生徒の教育の場の確保を推進する必要があります。

また、個々の状況により、進路は様々になりますが、卒業後を見据え教育支援や進路相談において関係機関との情報共有や連携を強化していく必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられるよう関係機関との連携を推進します。 ・秩父郡市の各教育委員会と連携し、秩父郡市の各幼稚園・認定こども園や保育所で個別の支援が必要な就学児について記載する「連携シート」を一層活用し、特別支援教育の推進を図ります。
(2) 専門機関等幅広いネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、特別支援学校、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、福祉関係機関等により幅広いネットワークを構築し、各学校への支援に取り組めます。
(3) 教職員の指導力・資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が障がいのある児童・生徒の特性を正しく理解し、障がいの状況に応じた適切な教育相談や個々のニーズに合った指導等を行えるよう研修等への参加を促進します。 ・通常学級を含めたすべての学級で特別支援教育を行う意識を高めるため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業をさらに推進します。

具体的な取組	取組内容
(4) 進路指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童・生徒が、卒業後希望する進路選択ができるよう、学校・行政・福祉サービス事業所等と連携を図り、進路指導を実施します。



小学校でのユニバーサル野球開催

第8項 雇用・就業、経済的自立の支援

1 総合的な就労支援の推進

障がい者のある人が自立した生活が送れるよう、必要な知識の習得や能力を向上するための支援体制の充実を図ります。

また、必要なサービスが利用できるよう、秩父障がい者就業・生活支援センター(キャップ)やハローワーク、サービス事業者等、関係機関との連携強化を図り、就労支援体制の充実に努めます。

【現状と課題】

障がいのある人の就労については、民間企業における就労や福祉的就労等があり、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進することが必要です。

本町では、障がいのある人の雇用促進と職場定着を進めるため、各種助成金等の啓発を国、県等と連携して実施しています。

障害者雇用促進法改正に伴い、埼玉県の障がい者雇用率は増加していますが、早期離職者がいることから、就職から職場定着までの一貫した支援が課題となっています。

また、ハローワークや障害福祉サービス事業所等との連携により、障がいのある人への理解や職場環境の整備をしていくことで、障がいのある人が安心して働ける環境づくりをする必要があります。

さらに、一般就労が困難な障がいのある人に対しても、働く機会や場の確保や一般就労に向けた訓練のために、福祉的就労や多様な就労の場の提供と拡充が求められています。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 総合的な就労支援の充実	・障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、ハローワークや秩父障がい者就業・生活支援センター(キャップ)、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人への就業相談から職場定着まで一貫した支援を推進します。
(2) 福祉的就労の支援	・一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、秩父地域自立支援協議会において、職場における障がい受容の促進やアセスメント体制の整備等の検討を行い、多様な就労の場の確保に努めていきます。
(3) 就労移行・定着支援推進	・就労移行支援事業や就労定着支援事業、就労選択支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を推進します。

2 障がい者雇用の促進

一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、一人ひとりの適性に合った職場への就労・定着を支援します。

また、ハローワークや秩父障がい者就業・生活支援センター(キャップ)等の関係機関と連携して、事業所に対し障がいへの理解と障がい者雇用の促進を啓発し、一般就労につながる取組を推進します。

【現状と課題】

アンケート調査によると、「平日の日中に収入を得て仕事をしている」と答えた人は、身体障がい者が18.4%、知的障がい者が42.9%、精神障がい者が33.3%となっています。

障がいのある人に働く意欲はあるが、受入側の体制が整っていない等の理由で雇用されない状況も依然として存在するなど、障がい者の就労環境は厳しい状況が続いています。

法定雇用率未達成企業に対してハローワークや秩父障がい者就業・生活支援センター(キャップ)等と連携しながら障がい者雇用について理解を求めるとともに、すべての事業主に対し障がいや障がいのある人に対する理解を促す取組を行うことが必要です。

本町の行政機関についても、率先して障がい者雇用の推進する必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 法定雇用率達成の働きかけ	・ハローワークや秩父障がい者就業・生活支援センター(キャップ)等の関係機関と連携し、町内にある民間企業や事業主に対し、障害者雇用促進法に係る法定雇用率の達成を積極的に働きかけます。
(2) 職場における障がい者理解の啓発	・就労先で障がいのある人が差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、職場に対する障がい者理解の一層の啓発に努めます。
(3) 障がいのある人の採用と働きやすい環境づくり	・秩父障がい者就業・生活支援センター(キャップ)と連携し、就労環境の改善指導、作業指示の助言、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。
(4) 各種制度の周知	・障がいのある人の雇用に係る各種制度を周知し、その活用を積極的に促進します。

3 経済的自立の支援

障がいのある人の生活安定を図るために、就労による収入の確保や障害福祉サービス利用時の費用負担軽減、各種福祉手当等の周知を行います。

【現状と課題】

障がいのある人が安心して生活するために、経済的に安定していることは最も重要な条件の一つです。障害年金や各種手当、助成制度等により、障がいのある人の個々の状況に応じた利用の促進を図ってきました。

しかしながら、各種手当や制度の認知度が十分でないことから、さらなる周知、受給や利用促進の工夫が今後の課題となっています。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 障がい者施設等からの優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 町民や民間事業者等に対して制度の周知を積極的に行い、優先調達を促します。・ 本町においても、積極的に優先調達を行い、障がい者施設等の支援を推進します。
(2) 各種福祉制度の周知	<ul style="list-style-type: none">・ 障害年金や各種手当等について、広報よこぜやホームページ等において、受給要件や手続等、制度について分かりやすく周知を行います。



障がい者施設における役場での食品などの販売

第9項 文化芸術活動・スポーツ等の振興

1 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等の推進

障がいのある人の生活をより豊かにするために、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の参加について、主催者やボランティア団体等と連携し支援します。

また、障がいのあるなしに関わらず、各種活動に積極的に参加できるような環境づくりを推進し、障がいのある人とない人が自然に交流できるように努めます。

【現状と課題】

平成 30 年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、市町村において、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の生きがいづくりという観点だけでなく、障がいのある人とない人との交流機会の創出や障がいのある人に対する理解を促す機会として重要です。また、スポーツは、障がいのある人の健康や体力の保持・増進や身体能力の向上を図ります。

スポーツやレクリエーション、地域活動については、障がいのある子どもから大人まで、年代を問わずに重要な社会参加の機会となります。生きがいのある豊かな生活を送るためにも、積極的な振興を図る必要があります。

【施策】

具体的な取組	取組内容
(1) 文化芸術活動の場の確保	・障がいのある人の文化や芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、各種講座、教室等に気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車椅子の準備等、環境整備に努めます。
(2) スポーツ・レクリエーション活動等の支援	・様々なスポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の健康や体力の保持・増進や身体能力の向上を図ります。 ・ボッチャの体験教室やミニ大会を開催するなど、障がいの有無に関わらず、気軽に楽しむことのできるスポーツを推進します。

第3編 第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期横瀬町障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

第1項 基本方針

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本方針とします。

基本方針① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

基本方針② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等並びに障がい児とし、国や県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。また、障がい福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化します。

基本方針③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、重度・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

基本方針④ 共生社会の実現に向けた取組

町民が障がいの有無により、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる共生社会の実現に向け、町民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

基本方針⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援の充実を図るとともに、国や県の適切な支援等を通じて障がい児支援の充実を図ることにより、支援体制の構築を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。加えて、人工呼吸器を装着している障がい児や、その他の日常生活を営むために医療的ケアを必要とする状態にある障がい児が保健、医療、福祉、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

基本方針⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保定着を図る必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による業務負担の軽減と効率化等に向けた取組を行っていきます。

基本方針⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で安心して文化的な暮らしができる社会を目指すことが重要です。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障

害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。



町民向け手話講座

第2項 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○就労選択支援 ○短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
		相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
		自立支援医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療
		補装具	車いす、義手、義足、補聴器等
		地域生活支援事業	必須事業
	任意事業		○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○その他事業
	児童福祉法	障害児通所支援	○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
		障害児相談支援	○障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

第3項 障害福祉サービスに関する数値目標

障がい者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本方針及び県の考え方にに基づき、本町の実情を踏まえて数値目標を設定します。

【障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本方針を踏まえ、以下の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

障がい児支援については、障がい児及びその家族に対し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を以下の点に配慮し、進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホームや一般住宅等、地域生活に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針	①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本町の目標	①令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。
実績値	①令和4年度末時点の施設入所者数 4人
目標値 (令和8年度末)	①地域生活移行者数 <u>1人 (25.0%)</u> ②施設入所者の削減数 <u>県の考えに基づき設定しない</u> ※埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がい等による地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、埼玉県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備を行うとしているため。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数の減少。 ③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点での退院率を84.5%、1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
本町の目標	精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者による努力だけでは限界があり、行政を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない共生社会の実現に向けた取組が必要です。 これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既存の地域包括ケア推進会議等を活用した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」において、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行い、その推進を図ります。 <u>なお、国の基本指針についての目標値は、埼玉県が設定します。</u>

3 地域生活支援の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

<p>国の基本指針</p>	<p>①令和8年度未までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置する等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等と踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②強度行動障がい者を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度未までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>①障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入対応体制の確保、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活拠点等を整備します。また、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等を推進し、年1回以上の検証及び検討をします。</p> <p>②強度行動障がい者を有する方の支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備数 1箇所</p> <p>②地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 年1回以上</p> <p>③町または圏域における強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備 有</p>

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

<p>国の基本指針</p>	<p>①福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。</p> <p>④就労継続支援B型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>地域の企業やハローワーク、秩父障がい者就業・生活支援センター（キャップ）等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組めます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。</p> <p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>②上の①のうち就労移行支援事業を利用から一般就労へ移行する者の数を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目指します。</p> <p>③上の①のうち就労継続支援A型事業を利用から一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上とすることを目指します。</p> <p>④上の①のうち就労継続支援B型事業を利用から一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上とすることを目指します。</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者の数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指します。</p> <p>⑥就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。</p> <p>⑦就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とします。</p>

<p>実績値 (令和3年度)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(ア) <u>1人</u></p> <p>②(ア)のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>1人</u></p> <p>③(ア)のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行数 <u>0人</u></p> <p>④(ア)のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行数 <u>0人</u></p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>0人</u></p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(イ) <u>3人</u></p> <p>②(イ)のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>1人</u></p> <p>③(イ)のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行数 <u>1人</u></p> <p>④(イ)のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行数 <u>1人</u></p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>0人</u></p> <p>⑥就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 <u>0か所</u></p> <p>⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 <u>0か所</u></p>

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のために、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<p>国の基本指針</p>	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>①令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置する。 ②令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①児童発達支援センター <u>1か所(圏域)</u> ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 <u>有</u></p>

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>①令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保を目指します。 ②令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数 <u>1箇所(圏域)</u> ②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 <u>1箇所(圏域)</u></p>

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本町の目標	①秩父地域自立支援協議会に位置付けされている「医療的ケア児支援のための協議の場」において、医療的ケア児等が適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、関係機関等との協議を行います。 ②医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関等と連携を図り支援体制の確保に努めます。
目標値 (令和8年度末)	①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 <u>有</u> ②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 <u>1人</u>

6 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。

国の基本指針	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
本町の目標	①地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援及び指定特定相談支援事業所に対する指導・助言等を実施します。 ②秩父地域自立支援協議会において、個別事例の検討を実施するための体制を確保します。
目標値 (令和8年度末)	①基幹相談支援センターの設置 <u>有（設置済み（圏域））</u> ②協議会における個別事例検討の実施体制の確保 <u>有</u>

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<p>国の基本方針</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。</p> <p>障害福祉サービスの多様化やサービス提供事業所の増加に伴い、より一層サービスの利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を整え、サービスの質の向上を図ります。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 有</p>

第4項 障害福祉サービスの利用実績と量の見込み

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
居宅介護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	12	99	13	104	14	95
重度訪問介護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	0	0	0	0	0	0
同行援護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	2	6	3	6	3	15
行動援護	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	3	4	5	10	7	19
重度障害者等 包括支援	計画値	-	-	-	-	-	-
	実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間 (時間)
居宅介護	計画値	13	107	13	107	14	115
重度訪問介護	計画値	0	0	0	0	1	8
同行援護	計画値	3	8	3	8	3	8
行動援護	計画値	5	7	5	7	6	9
重度障害者等 包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。地域生活への移行により訪問系サービスの利用も見込まれることから、増加でのサービス見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスの見込量については、増加傾向で見込んでおり、今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。利用実績がないため見込量の設定を行っていないサービスについては、今後の利用ニーズを見定め、必要に応じて提供体制の確保を図ります。

また、事業者が適正にサービス提供を行えるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である人に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障がい者を対象に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練（生活訓練）	地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障がい者を対象に、一定期間（基本は24か月）プログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者で、実習や職場探しを通じて適正に合った職場へ一般就労が見込まれる人に対して、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援等を行います。
就労継続支援A型 （雇用型）	就労移行支援事業を利用して一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援B型 （非雇用型）	年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業等を利用して雇用に結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化等により生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気等理由により介助ができなくなった場合、支援を必要とする障がい者・障がい児を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等必要な介護を行うサービスです。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
生活介護	計画値	21	420	22	440	23	460
	実績値	18	348	19	359	18	343
うち、重度障がい者	実績値	0		0		1	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	23	1	23	1	23
	実績値	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	計画値	5	115	5	115	5	115
	実績値	2	38	1	8	1	9
就労選択支援	計画値						
	実績						
就労移行支援	計画値	2	46	2	46	2	46
	実績値	2	42	1	23	1	19
就労継続支援 A型	計画値	1	23	1	23	1	23
	実績値	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 B型	計画値	18	360	19	380	20	400
	実績値	21	350	20	339	22	342
就労定着支援	計画値	1		1		1	
	実績値	1		0		0	
療養介護	計画値	1		1		1	
	実績値	0		0		0	
短期入所 (福祉型)	計画値	3	42	4	56	5	70
	実績値	3	72	2	40	4	23
	うち、重度障がい者	実績値	0		0		0
短期入所 (医療型)	計画値	1	14	1	14	1	14
	実績値	0	0	0	0	0	0
	うち、重度障がい者	実績値	0		0		0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
生活介護	計画値	20	388	21	408	22	427
うち、重度障がい者	計画値	1		1		1	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	23	1	23	1	23
自立訓練 (生活訓練)	計画値	3	44	4	58	5	73
就労選択支援	計画値	0		0		1	
就労移行支援	計画値	2	38	2	38	2	38
就労継続支援 A型	計画値	1	20	1	20	1	20
就労継続支援 B型	計画値	23	403	24	421	25	438
就労定着支援	計画値	1		1		1	
療養介護	計画値	1		1		1	
短期入所 (福祉型)	計画値	3	70	4	93	5	117
うち、重度障がい者	計画値	0		0		0	
短期入所 (医療型)	計画値	1	14	1	14	1	14
うち、重度障がい者	計画値	1		1		1	

【見込量設定の考え方】

利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスの見込量については、横ばいもしくは増加傾向で見込んでおり、今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。

就労に関するサービスについては、事業者との連携や情報共有を図るとともに、利用者の一般就労につながるよう支援を行います。

3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護等、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	夜間での介護を必要とする障がい者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難である人、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行うサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
共同生活援助	計画値	9	9	9
	実績値	11	12	12
うち、重度障がい者	実績値	0	0	0
施設入所支援	計画値	8	8	7
	実績値	7	5	4

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画値	1	1	1
共同生活援助	計画値	12	13	13
うち、重度障がい者	計画値	0	0	0
施設入所支援	計画値	5	5	5

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

居住系サービスの見込量については、自立生活援助は横ばい、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は増加傾向で見込んでおり、今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。また、地域生活への移行に向けて、引き続き福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、グループホームの設置を働きかけるとともに、関係団体や事業者との連携・調整を図り、地域生活支援拠点の整備を推進します。

4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	10	10	10
	実績値	11	10	11
地域移行支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
地域定着支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	12	13	14
地域移行支援	計画値	1	1	1
地域定着支援	計画値	1	1	1

【見込量設定の考え方】

計画相談支援は、利用実績の推移をもとに、見込量を設定します。

地域移行支援や地域定着支援は、これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、利用者を見込みます。

【見込量確保のための方策】

計画相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。

今後も事業者との連携の下、障がいのある人の地域生活を支える相談体制や地域移行・定着に向けた支援体制の整備を行うとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

5 障害児通所支援等

【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい（肢体不自由）のある児童を、医療型児童発達支援センター等の施設において、児童発達支援と併せて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等の支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
児童発達支援	計画値	5	-	5	-	5	-
	実績値	3	10	2	7	3	10
放課後等 デイサービス	計画値	5	-	5	-	5	-
	実績値	4	55	6	65	7	86
保育所等 訪問支援	計画値	1	-	1	-	1	-
	実績値	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	1	-	1	-	1	-
	実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日)
児童発達支援	計画値	3	10	3	10	4	13
放課後等 デイサービス	計画値	8	95	8	95	9	107
保育所等 訪問支援	計画値	1	7	1	7	1	7
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	1	7	1	7	1	7

【見込量設定の考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービスは今後も対象となる児童の増加が見込まれるため、利用者の増加を見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

障害児通所支援の見込量については、横ばいもしくは増加傾向で見込んでおり、特に放課後等デイサービスの見込量が増加していくことが推測されます。ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に向けて、事業者との連携の下、適切なサービス利用の促進のための提供体制の確保を図るとともに、保健・医療・子育て・教育・福祉の緊密な連携による支援体制を強化します。

6 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した児童について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障害児相談支援	計画値	6	6	6
	実績値	3	3	3

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障害児相談支援	計画値	4	5	6

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

障害児相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。適切にサービスを利用することができるよう、障がいの疑いのある段階から子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援機関及び保健・医療・福祉の連携の下、相談支援の提供体制の確保及び質の確保・向上を図ります。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの概要】

サービス名	内 容
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関係機関との連携や各種サービスの調整を行うコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう支援します。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	1

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児等 コーディネーター の配置	計画値	1	1	1

【見込量設定の考え方】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携・調整を図るコーディネーターを継続的に配置するため見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。

7 その他活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム	ペアレントトレーニングは、発達障がい等の子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムになります。 ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムになります。
ペアレントメンター	ペアレントメンターは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで。
ピアサポート	ピアサポートの、「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味します。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のことを示します。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
ペアレントメンターの人数	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	計画値	-	-	-
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	計画値	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等実施者数	計画値	0	0	0
ペアレントメンターの人数	計画値	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	計画値	1	1	1

【見込量確保のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【活動指標（一年当たり）】

①指標（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画値	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画値	30	30	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画値	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	計画値	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援の利用人数	計画値	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助の利用人数	計画値	2	2	2
精神障がい者の自立生活援助の利用人数	計画値	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	計画値	2	2	2

【見込量確保のための方策】

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」の推進に向けて、保健・医療・福祉の連携体制の構築を図ります。

(3) 相談支援体制の充実・強化等

【活動指標（一年当たり）】

①指標（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数 (箇所)	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数(件)	計画値	110	110	110
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所の人材育成の支援件 数(件)	計画値	110	110	110
基幹相談支援センターによる地域の 相談機関との連携強化の取組の実施 回数(回)	計画値	60	60	60
基幹相談支援センターによる個別事 例の支援内容の検証の実施回数(回)	計画値	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置数(人)	計画値	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地 域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数(回)	計画値	12	12	12
相談支援事業の参加事業者・機 関数(事業者数)	計画値	7	7	7
協議会の専門部会の設置数 (部会)	計画値	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数 (回)	計画値	1	1	1

【見込量確保のための方策】

相談支援体制の充実・強化のために、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【活動指標（一年当たり）】

①指標（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数（人）	計画	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	計画	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数（回）	計画	1	1	1

【見込量確保のための方策】

多様化する障がい福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加や相談支援専門員及びサービス管理責任者等への各種研修への参加を推進します。

また、障害者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーになった内容の分析や秩父地域自立支援協議会での事例検討等を行い、サービスの質の向上を図ります。

第5項 地域生活支援事業

国は障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状態に応じて、自治体の判断で柔軟な形態により効率的・効果的に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。本町でも、この地域生活支援事業を活用して、各種の事業を実施します。

1 地域生活支援事業（必須事業）

（1）相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
障がい者相談支援事業	障がい者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター機能強化事業（実施有無）	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
障がい者相談支援事業（実施箇所数）	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
障がい者就労支援事業（実施箇所数）	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター機能強化事業（実施有無）	計画値	有	有	有
	実績値			
障害者相談支援事業（実施箇所数）	計画値	3	3	3
	実績値			
障害者就労支援事業（実施箇所数）	計画値	1	1	1
	実績値			

(2) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

身寄りが無い等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がいや精神障がいのある人を対象に、本町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業 (利用者数)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (利用者数)	計画値	1	1	1

(3) 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

聴覚、言語、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者、障がい児に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（人）	計画値	1	1	1
	実績値	2	4	1
要約筆記者派遣事業（人）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
手話通訳者等設置事業 (有無)	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業（人）	計画値	4	4	4
要約筆記者派遣事業（人）	計画値	1	1	1
手話通訳者等設置事業（実施有無）	計画値	無	有	有

（4）移動支援事業

【サービスの概要】

移動が困難な障がいのある人について、外出等のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等の社会参加の促進を図ります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用者数 （人）	利用時間 （時間）	実利用者数 （人）	利用時間 （時間）	実利用者数 （人）	利用時間 （時間）
移動支援事業	計画値	8	60	9	70	10	80
	実績値	9	30	7	22	7	24

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用者数 （人）	利用時間 （時間）	実利用者数 （人）	利用時間 （時間）	実利用者数 （人）	利用時間 （時間）
移動支援事業	計画値	8	60	9	70	10	80

(5) 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

日常生活を営むことに支障のある障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件数	件数	件数
介護・訓練用支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	1
自立生活支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	0
在宅療養等支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	3	0	1
排泄管理支援用具	計画値	180	180	180
	実績値	151	138	161
住宅改修費	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		件数	件数	件数
介護・訓練用支援用具	計画値	1	1	1
自立生活支援用具	計画値	1	1	1
在宅療養等支援用具	計画値	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	計画値	2	2	2
排泄管理支援用具	計画値	180	180	180
住宅改修費	計画値	1	1	1

(6) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		研修修了者数	研修修了者数	研修修了者数
手話奉仕員養成研修事業	計画値	2	2	2
	実績値	2	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		研修修了者数	研修修了者数	研修修了者数
手話奉仕員養成研修事業	計画値	2	2	2

2 地域生活支援事業（任意事業）

（1）訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

在宅で生活し、一人で入浴することが困難な身体障がい者に対し、訪問入浴等を定期的に派遣し、入浴サービスを提供する事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画値	1	1	1

（2）日中一時支援事業

【サービスの概要】

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練等の支援を行う事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（一年当たり）】

①利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
日中一時支援事業	計画値	3	3	3
	実績値	2	1	2

※令和5年度の実績は見込量

②見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
日中一時支援事業	計画値	3	3	3

第2章 計画の推進

第1項 関係機関、地域との連携

(1) 町民と協働

計画の推進は、行政の力だけでは大変困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、町民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。

計画に定める各種施策を進めていくため、町民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、町民と行政の協働を推進します。

(2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

(3) 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし安全等、多岐にわたっていることから、福祉介護課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

(4) 国・県・近隣市町との連携

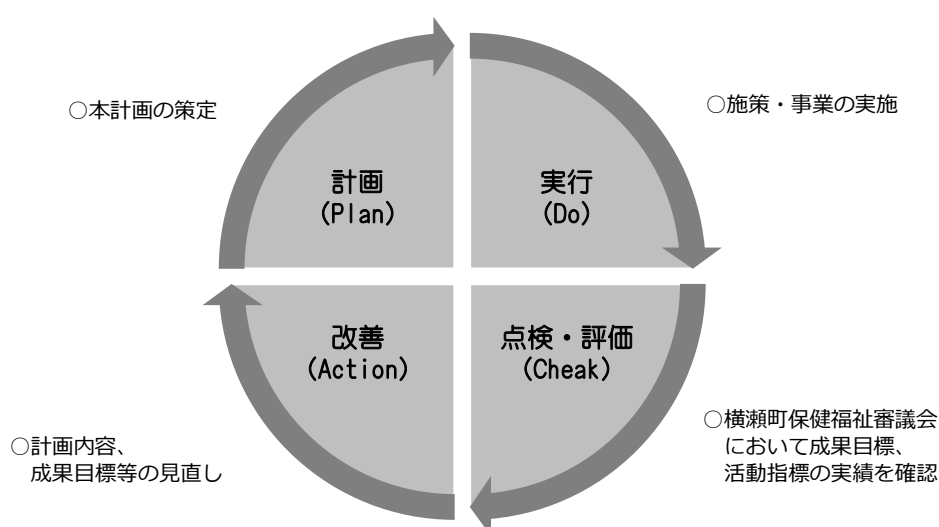
本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町との連携を図るとともに、秩父郡市1市4町で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組めます。

第2項 PDCA サイクルによる計画の点検及び評価

1 計画の進行管理

横瀬町保健福祉審議会において、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

障害福祉サービスにおける成果目標及び活動指標については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策の実施状況も踏まえながら分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。



2 評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

本計画におけるサービスの見込量や目標値は、利用の実績や今後の動向等を踏まえて整備・確保すべき量を設定したものであり、単純にその達成状況との比較で各施策を評価すべきものではありません。サービスの利用は、その人らしい生活をするためであり、実際のサービスの利用が数値目標を根拠として抑制されることがあってはなりません。

一方、ひとつの評価尺度として数値による達成状況を確認することも不可欠です。利用実績が低かった場合、その原因となるもの、すなわち供給不足や周知不足、類似や代替サービスの存在等多面的な検証を行い、計画の有効性向上につなげていきます。

資料編

第1項 計画の策定経過

時期	内容
令和5年7月18日	●町長からの横瀬町保健福祉審議会へ諮問
令和5年7月26日	●第1回 横瀬町保健福祉審議会 ・横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・横瀬町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
令和5年8月17日 ～令和5年8月31日	●アンケート調査実施 ・(障がい者、障がい児、一般町民、事業所)
令和5年11月15日	●第3回 横瀬町保健福祉審議会 ・障がい者計画等策定のためのアンケート調査結果報告について ・第6期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画骨子(案)について
令和5年12月20日	●第4回 横瀬町保健福祉審議会 ・第6期障がい者計画、第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画の素案について
令和6年1月10日 ～6年2月8日	●パブリックコメントの実施
令和6年2月14日	●第5回 横瀬町保健福祉審議会 ・パブリックコメント結果について ・第6期障がい者計画、第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画の案について
令和6年3月11日	●横瀬町保健福祉審議会からの町長へ答申

第2項 諮問書・答申書

諮問書

横 福 第 7 5 0 号
令和5年7月18日

横瀬町保健福祉審議会長 様

横瀬町長 富 田 能 成

「第6期横瀬町障がい者計画・第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期横瀬町障がい児福祉計画」の策定について（諮問）

このことについて、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定により、貴審議会に諮問いたします。

諮問事項

横瀬町保健福祉審議会条例第2条第2号及び第5号の規定により、第6期横瀬町障がい者計画・第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期横瀬町障がい児福祉計画を策定すべく、当該計画の策定に関する必要な事項について、調査審議を求めるものです。

答申書

令和 6 年 3 月 1 1 日

横瀬町長 富田能成様

横瀬町保健福祉審議会

会長 向井芳文

「第6期横瀬町障がい者計画・第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期横瀬町障がい児福祉計画」の策定について（答申）

令和5年7月18日付け横福第750号で諮問のありました「第6期横瀬町障がい者計画・第7期横瀬町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、原案は妥当であると判断しここに答申いたします。

なお、本計画に定めた施策などを実現するため、下記事項に留意し推進することを要望いたします。

記

- 1 本審議会での議論やパブリック・コメント手続きに寄せられた意見を踏まえ、両計画に盛り込まれた施策を確実に推進すること。
- 2 本計画策定後も、当事者や障がい者団体、地域住民のニーズの把握に努め、ニーズに応じた障がい福祉施策の推進を図ること。
- 3 共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現を行うための支援施策の推進を図ること。

第3項 横瀬町保健福祉審議会条例

平成30年12月10日

条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、横瀬町保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険に関すること。
- (4) 健康増進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 保健福祉関係施設の代表者
- (5) 住民の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査及び検討させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第17号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第4項 横瀬町保健福祉審議会名簿

No.	所 属 団 体	氏 名	備 考
1	横瀬町議会	◎向 井 芳 文	学識経験者
2	横瀬町区長会	大 野 雅 弘	〃
3	医療関係者 医師	小 峯 弓 子	〃
4	横瀬町民生委員・児童委員協議会	平 田 令 子	保健福祉関係団体代表
5	横瀬町身体障害者福祉会	○浅 見 高 正	〃
6	横瀬町知的障害者相談員	田 端 啓 二	〃
7	横瀬町老人クラブ連合会	加 藤 恵 一	〃
8	横瀬町母子愛育会	長 妻 容 子	〃
9	横瀬町赤十字奉仕団	大 場 広 子	〃
10	横瀬町食生活改善推進員協議会	島 田 利 子	〃
11	横瀬町社会福祉協議会	小 泉 明 彦	〃
12	埼玉県秩父福祉事務所	浅 見 洋	関係行政機関
13	埼玉県秩父保健所	島 田 道 太	〃
14	秩父公共職業安定所	長 堀 宣 幸	〃
15	デイサービスほのか	佐 藤 直 巳	保健福祉関係施設代表
16	グループホーム万年青	新 井 美 恵 子	〃
17	生活支援センターアクセス	新 井 康 代	〃
18	住民代表	渡 辺 敏 幸	

【事務局】

No.	所 属 団 体	氏 名	備 考
1	横瀬町福祉介護課	平 沼 朋 子	課長
2	横瀬町福祉介護課	加 藤 美 智 子	副課長
3	横瀬町福祉介護課	石 原 幸 恵	主幹
4	横瀬町福祉介護課	宮 下 喬 輔	主事

第5項 用語解説

【あ行】

アセスメント

対象者のニーズや利用中のサービス、生活課題などを聞き出し、どのようなサービスやケアが必要なのかを判断する。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

医療的ケア児

経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活及び社会生活を営むために日常的に医療的ケアが必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

障がい者が精神的及び身体的な能力などを最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

インクルージョン

障害者権利条約における「inclusion」で、日本政府公定訳で「包容」とされている。障がいの有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念としてとらえられている。

【か行】

強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

ケアラー

埼玉県ケアラー支援条例第2条に規定する「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」のこと。また、ケアラーの中でも18歳未満の人はヤングケアラーという。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能に障がいが見られ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障がい。

合理的配慮

障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

[さ行]

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技術を付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、家族への相談や助言等を行う施設。

社会的障壁

日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。

社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体。

重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）のことで、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とした法律。

障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）のことで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

障害者総合支援法

従来の「障害者自立支援法」を一部改正し、平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことで、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう家庭裁判所によって選任された援助者（「後見人」等）により、保護し支援する制度。

[た行]

地域移行

住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障がい者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とする。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて医療、障がい福祉・介護、住まい、生活支援、教育等が一体的に提供される包括的な支援・サービスの提供体制。

通級指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒（言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者）に対して、障がいに応じた特別の指導を行う教育形態。

特別支援学級

小学校、中学校等において、障がいのある児童生徒（知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者）に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒（視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能をうけることを目的とした学校。

[な行]

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」（平成 26 年法律第 50 号）により難病とは、「発症の機構が明らかでなく、かつ、治療法方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」のことをいう。

経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。難病法により医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を特別視せず、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

[は行]

発達障がい

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味。

もともとは建築用語として使用され、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁及び文化・情報面での障壁等の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

「自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者のための支援を行うもの」と定義され、同じような障がい（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

PDCAサイクル

プロジェクトの遂行に際し、Plan(計画)–Do(実行)–Check(点検)–Action(見直し)の工程を継続的に繰り返す仕組み。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するお

それがあつ場合に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難行動要支援者名簿

自治体が作成する、要支援者の情報を集約した名簿。名簿に掲載された方のうち、名簿情報の外部提供に同意を得られた方については、避難支援等関係者（民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会等）に名簿情報を事前に提供し、災害時の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導や平常時の見守りに役立てる。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握し、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的として、「行動で考える」「(叱つて対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取組む簡易的なプログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子の子育てに悩んでいる保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等を行う。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいことを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）する考え方。

要約筆記

聴覚障がい者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

[ら行]

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障がい者施策の重要な理念の一つ。また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

療育

療育とは、障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をいう。

乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障がいを早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

横瀬町第6期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 横瀬町福祉介護課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

TEL：0494-25-0116 FAX：0494-21-5155

URL：<http://www.town.yokoze.saitama.jp>

